

(案)

第4次檜葉町地域福祉計画

令和 年 月

檜 葉 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 地域福祉の考え方	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
(1) 策定体制	4
(2) 関係団体へのアンケート調査の実施	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状	5
1 人口の構造など	5
(1) 人口の推移（住民基本台帳人口）	5
(2) 町内居住者人口	7
(3) 人口推計	8
(4) 自然動態・社会動態	9
(5) 合計特殊出生率	10
(6) 世帯の推移	11
(7) 産業	13
(8) 障がい者・障がい児数	15
(9) 要介護認定者の推移	16
(10) 生活保護の状況	17
(11) 成年後見制度の利用状況	17
2 町内の社会資源の状況	18
3 第3次計画の成果と課題	19
第3章 計画の理念と基本方針	25
1 計画の基本理念	25
2 計画の基本目標	26
3 計画の体系	27
4 地域のとらえ方	28
第4章 現状と課題及び取り組み内容	29
重点施策1 活動及びサービスの拠点となる場づくりの推進	29
(1) 地域共生拠点の整備	29
重点施策2 生きがいづくりと社会参加の推進	30
(1) 社会参加の推進	30
(2) 生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の推進（心身の健康づくり）	30

重点施策 3 地域における福祉への取り組みの推進.....	31
(1) 福祉に関する広報・啓発活動の推進.....	31
(2) 福祉教育と地域福祉を担う人材の育成の推進.....	32
(3) 地域ボランティア育成や各種機関との連携及び支援.....	32
重点施策 4 全世代対応型地域包括ケアの実践.....	33
(1) 相談体制の充実.....	33
(2) 支援体制の強化.....	34
(3) 権利擁護の推進.....	34
重点施策 5 地域住民の多様な課題・ニーズへの対応.....	35
(1) 地域の防災対策の推進.....	35
(2) 地域安全活動の推進.....	35
(3) 生活困窮者への支援の整備.....	36
(4) 人にやさしい環境整備.....	36
第5章 計画の推進.....	37
1 計画の推進体制.....	37
(1) 計画の周知、広報.....	37
(2) 住民、地域、行政の役割、協働体制.....	37
2 計画の進行管理.....	37
(1) 計画の評価.....	37
(2) 計画の評価指標.....	38
資 料.....	41
1 檜葉町地域福祉計画策定検討委員会設置規則.....	41
2 檜葉町地域福祉計画策定検討委員会委員名簿.....	43
3 策定経過.....	44
4 アンケート調査の結果.....	44
(1) 団体調査結果 一部抜粋.....	45
(2) 成年後見制度に関する実態把握調査.....	52



第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町は平成23年3月11日の東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により、大きな被害を受け、全町避難を余儀なくされました。

平成27年9月に避難指示が解除され、住民の帰町もはじまりましたが、新たな暮らし、地域コミュニティの構築など多くの課題があります。

全国的に、少子高齢化や核家族化など、社会情勢・経済情勢の変化により、一人暮らし高齢者や障がい者、子育てや介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちの増加とともに、生活困窮者、ひきこもり、虐待、自殺の増加が社会問題となっており、地域での支え合いがより一層求められています。

前回の計画は、避難指示の解除前に策定された計画でありましたが、今回の計画策定では、帰町が進む経過であり、地域のニーズに対する支え合いの対応も求められる状況となっています。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」¹の実現に向けて、分野横断的な支援体制の構築が重要です。

本町においても、町政運営の基本方針である「町勢振興計画」、「復興計画」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民、行政、福祉関係者などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図るため、「第4次檜葉町地域福祉計画」を策定しました。

¹ 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

厚生労働省作成資料一部抜粋

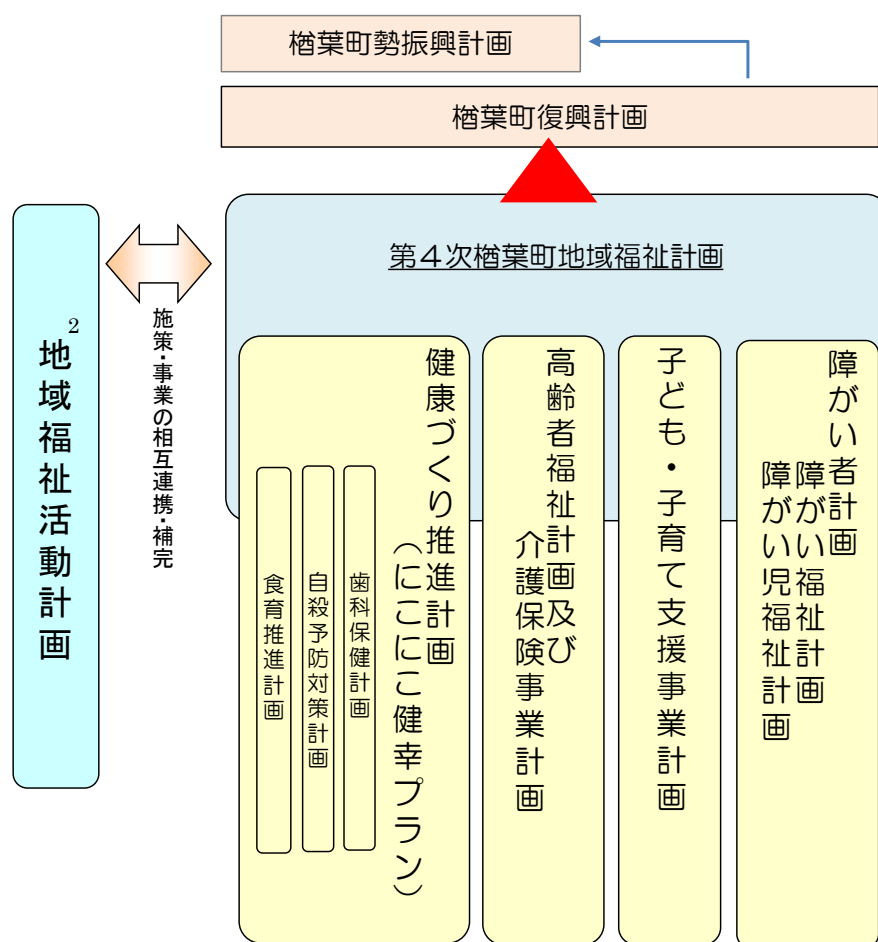
2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、本計画は、町政運営の基本方針である「町勢振興計画」、「復興計画」の分野別計画としての性格を持っています。

また、福祉分野における「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり推進計画」などの上位計画として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付けるとともに、地域福祉を進めていくための基本的な方向性を示しています。

●地域福祉関連計画などとの関係



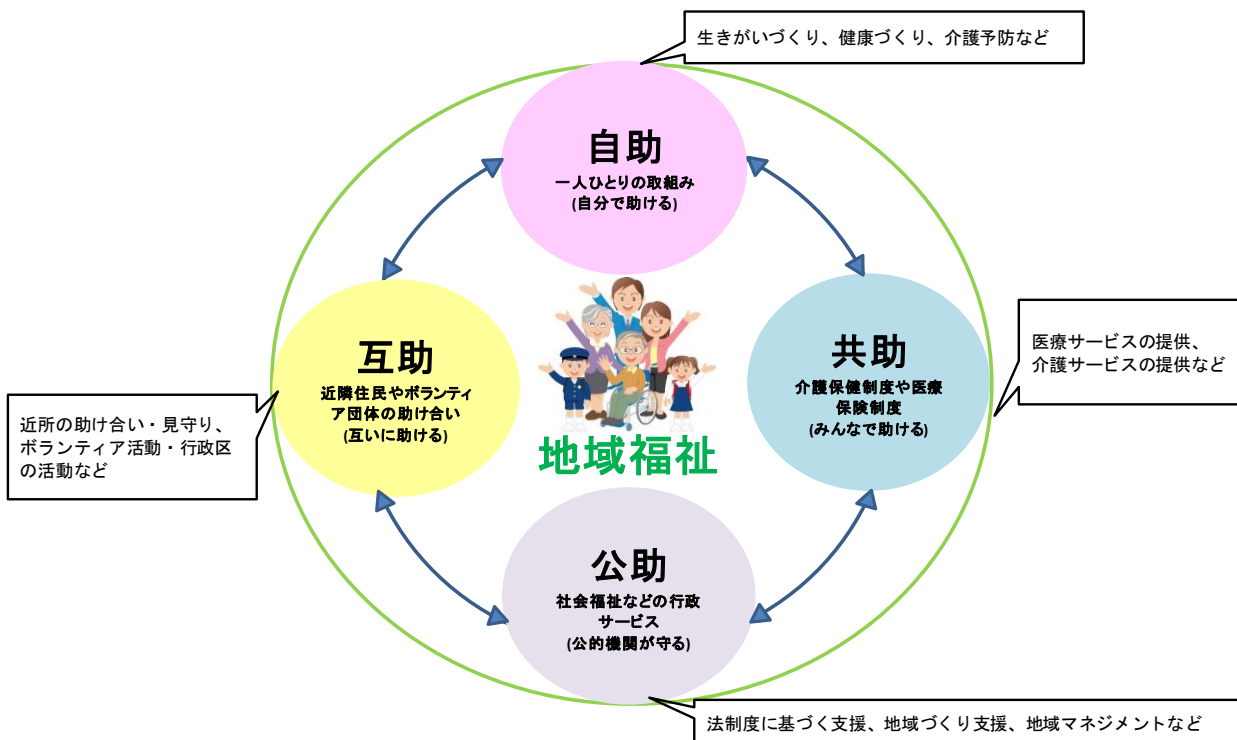
² 「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となって策定する計画

3 地域福祉の考え方

本計画では、町民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉の推進が重要です。

今日の多様化している社会問題や生活上の課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。そのため、行政による福祉サービスの充実と住民相互の助け合い、支え合い活動等を推進して地域福祉の向上に取り組むことが大切です。

● 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の関係図



4 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を最終年度とする5年間の計画です。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

●地域福祉関連計画などとの関係

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
← 第3次檜葉町地域福祉計画 →								
	見直し 策定	← 第4次檜葉町地域福祉計画 →						
						見直し 策定	← 第5次檜葉町地域福祉計画 →	

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたって、「檜葉町地域福祉計画策定委員会」において、協議・検討を行いました。委員の構成については、福祉関係者などから幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

(2) 関係団体へのアンケート調査の実施

福祉分野などの活動に携わっている各団体の、活動に関する現状や課題、今後の方向性、地域福祉施策についての意見などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

また、成年後見制度の利用に関する実態や、今後の要支援者の動向を把握し、併せて制度の利用促進や計画策定の基礎資料とするため、実態把握調査を実施しました。



第2章 地域福祉を取り巻く現状



第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口の構造など

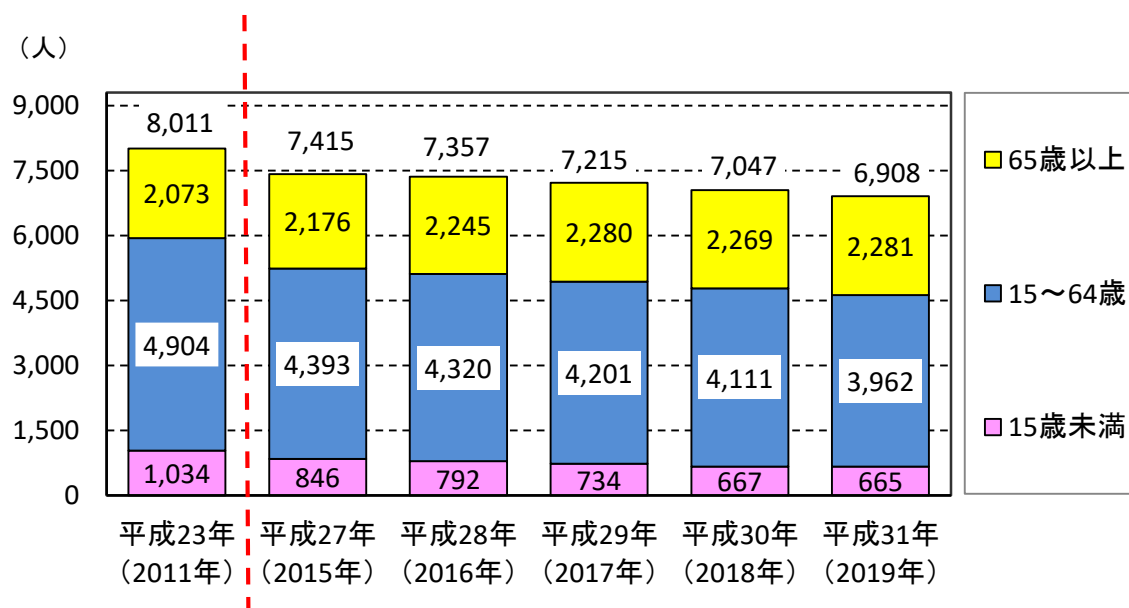
(1) 人口の推移（住民基本台帳人口）

本町の人口は、減少傾向で推移し、平成27年から平成31年で507人減少しています。年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向が続いています。

また、年齢3区分人口構成も同様に65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移し、平成31年4月1日現在では、年少人口割合9.6%、生産年齢人口割合57.4%、高齢者人口割合33.0%となっています。

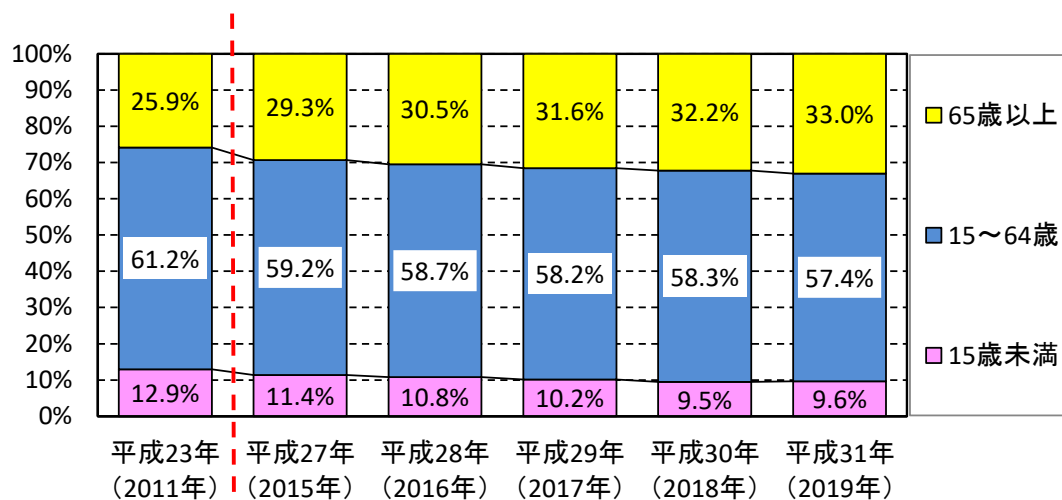
さらに、平成31年4月1日時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される人口構成となっています。また、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、男女ともに60～64歳、65～69歳の構成人員が多いことから、今後も高齢者数の増加が続くことが予測できます。

■年齢三区分別人口推移



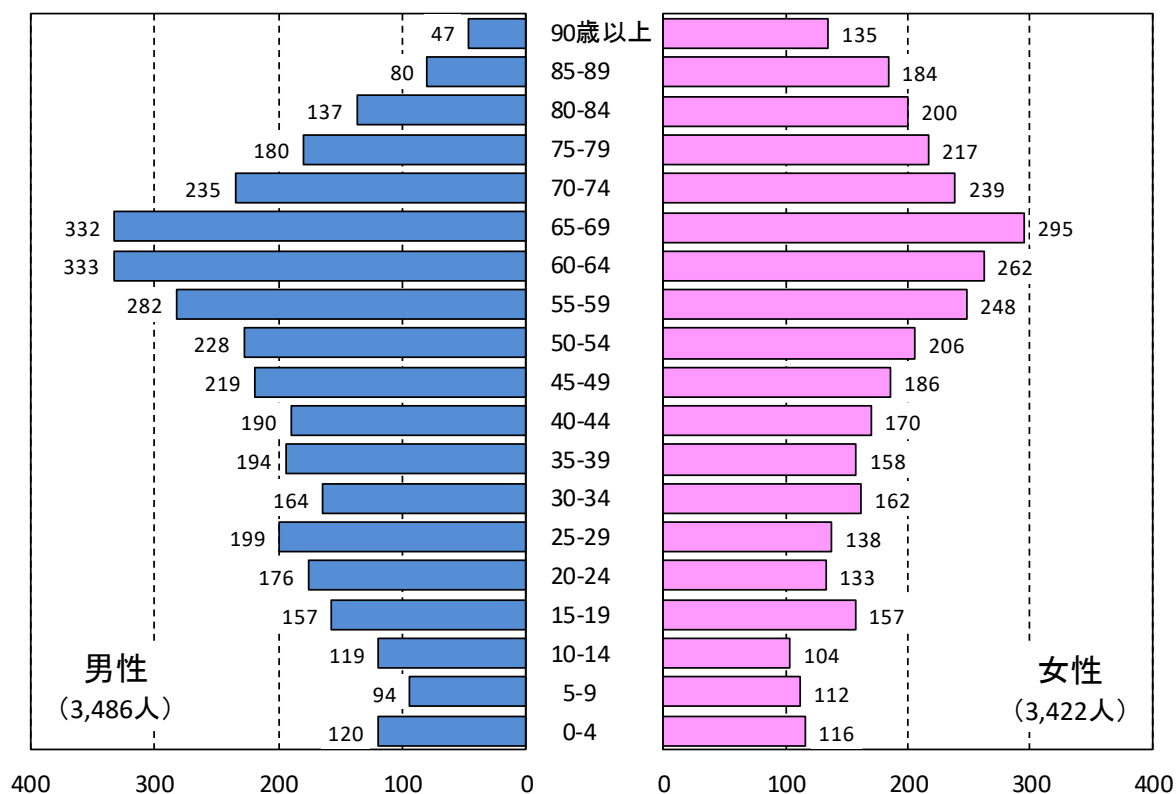
資料：住民基本台帳（各年3月末日、平成23年は3月11日時点）

■ 年齢三区分別人口割合推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日（各年3月末日、平成23年は3月11日時点））

■ 人口構成（平成31年3月末時点）



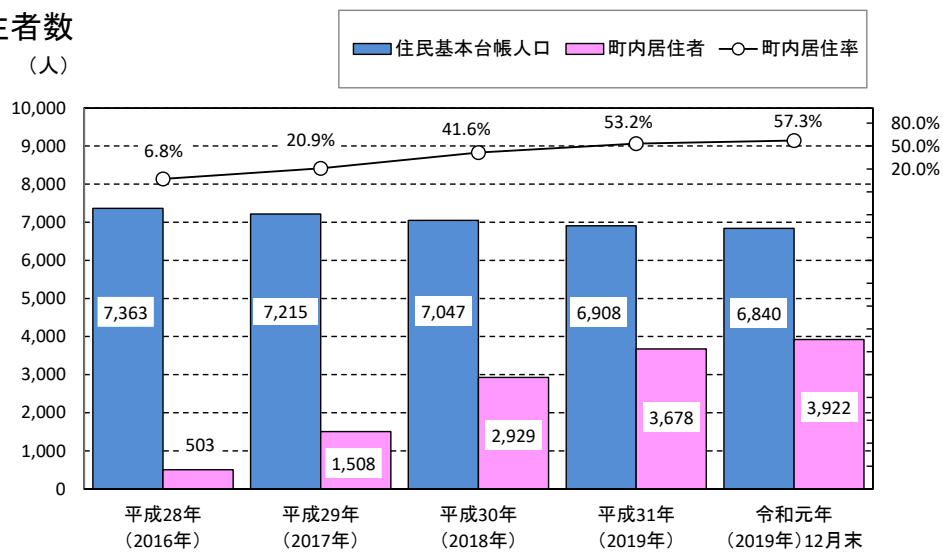
資料：住民基本台帳（平成31年3月末日）

(2) 町内居住者人口

平成 27 年 9 月の避難指示解除後の町内の居住者人口については、平成 28 年の 503 人、町内居住率 6.8%から、年々増加傾向で推移しています。令和元年 12 月では、町内居住者が 3,922 人で町内居住率は 57.3%となっています。

また町内居住者の人口構成は、65～69 歳、60～64 歳が多くなっていることから、住民基本台帳人口と同様に、今後も高齢者数の増加が続くことが予測できます。

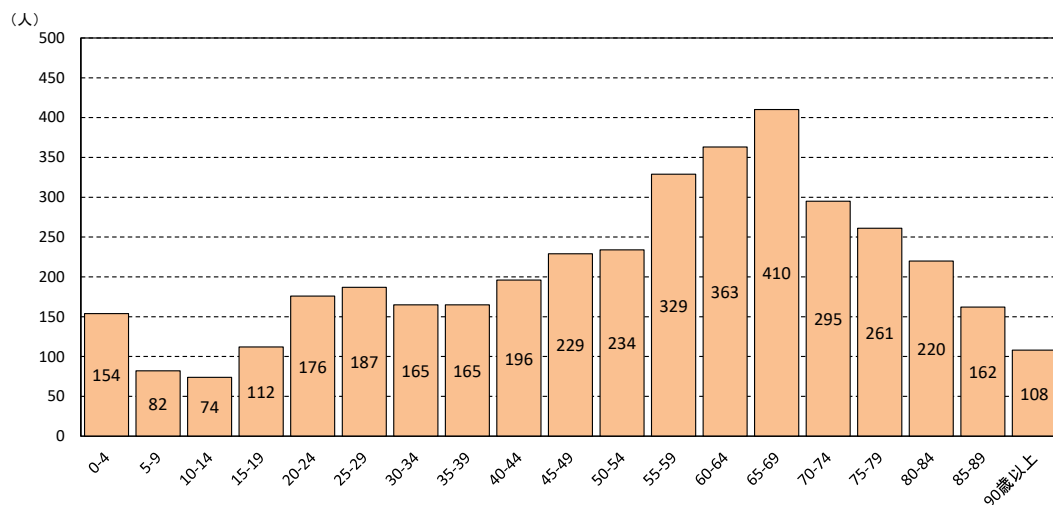
■町内居住者数



資料：住民福祉課 暮らし安全対策課 集計票より 各年 3 月末日
(平成 28 年は 4 月 28 日時点。)

$$\text{※町内居住率} = \frac{\text{町内居住者数}}{\text{住民基本台帳人口}}$$

■町内居住者の人口構成（令和元年度 12 月末時点）



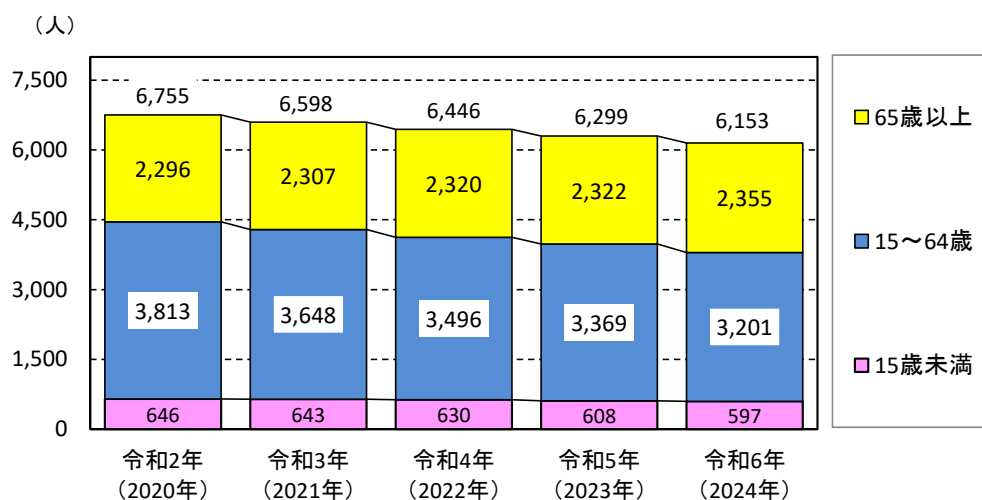
※町内居住者：檜葉町に住民票があり、当月末の町内に居住している住民

(3) 人口推計

将来人口をコーホート変化率法により推計すると、総人口は減少傾向にあり5年後の令和6年には6,153人と推計されます。

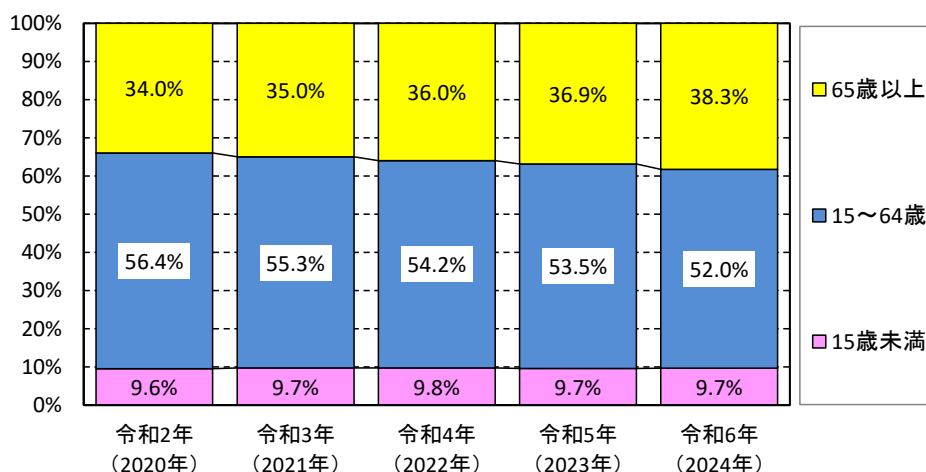
また、人口の構成割合は、15歳未満の年少人口割合は概ね横ばい、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合は今後も増加し続けると予測されます。

■ 年齢3区分別人口推計



資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

■ 年齢3区分別人口推計の構成割合



資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

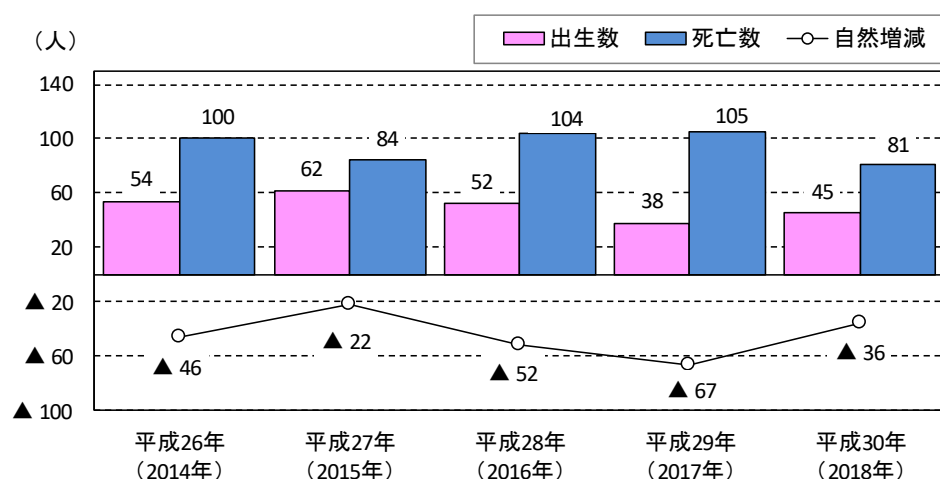
※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動
勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(4) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、平成30年の自然増減は、36人の減となっています。

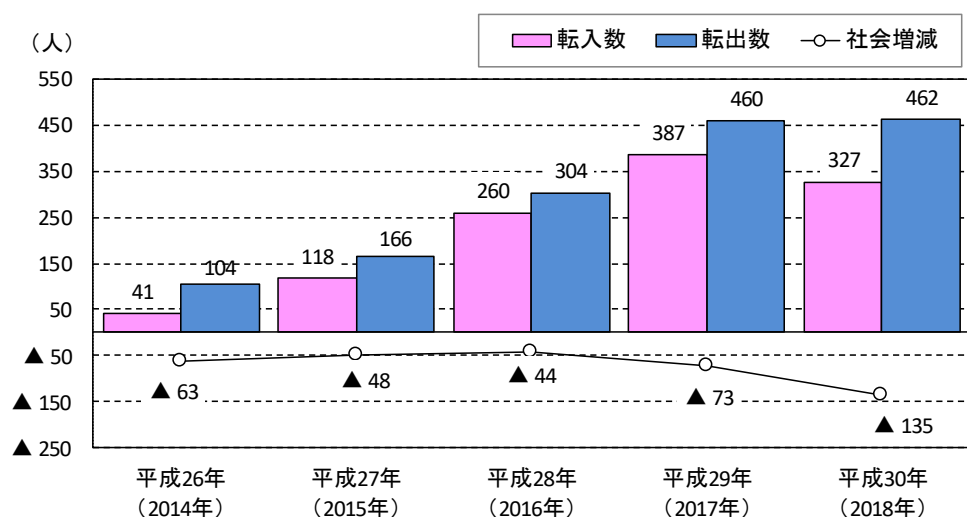
また、社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回り、平成30年の社会増減は、1,351人の減となっています。

■ 自然動態



資料：福島県現住人口調査年報 各年10月1日時点

■ 社会動態



資料：福島県現住人口調査年報 各年10月1日時点

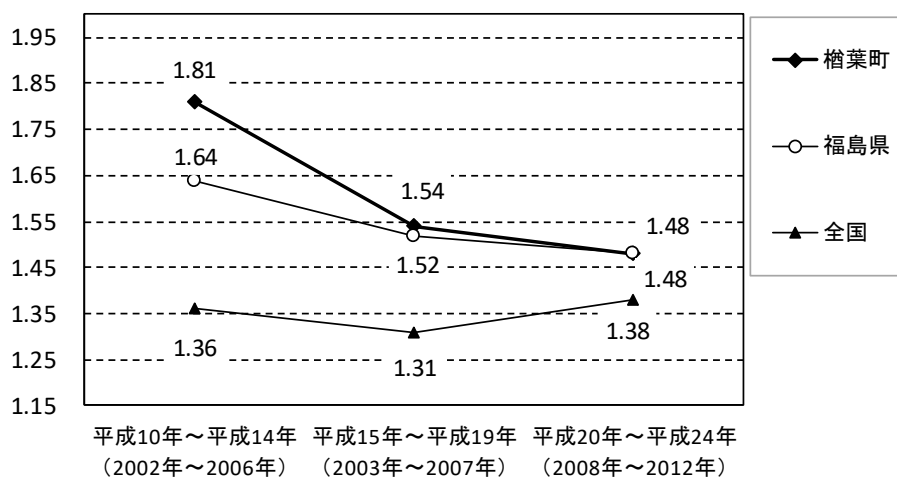
※自然動態：一定期間における出生・死亡に伴う人口の増減

※社会動態：一定期間における転入・転出に伴う人口の増減

(5) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、国、県より高く推移していますが、平成20年～平成24年の間では、1.48となり、県と同数となり、国の数値とも差が少なくなっています。

■合計特殊出生率



資料：福島県統計年鑑

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの

(6) 世帯の推移

一般世帯数は平成12年から増加傾向で推移していましたが、平成27年の調査では東京電力第一原子力発電所事故の影響により、世帯数が大きく減り839世帯となっています。その内訳では、単独世帯が87.6%と多くを占め、核家族世帯が11.1%となっています。一世帯当たりの人員は1.2人となっています。

母子・父子世帯は、ともに横ばい傾向で推移しています。高齢者のいる世帯数については、平成12年から平成22年では増加で推移しています。

また、町内居住者の世帯数は、年々世帯数は増加しており、令和元年12月末時点では、1,983世帯、一世帯当たりの人員は1.9人となっています。

■世帯数

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数	2,533	2,553	2,572	839
核家族世帯数	1,324	1,369	1,398	93
(対一般世帯数比)	52.3%	53.6%	54.4%	11.1%
その他の親族のみの世帯数	790	725	635	10
(対一般世帯数比)	31.2%	28.4%	24.7%	1.2%
非親族世帯数	0	7	17	1
(対一般世帯数比)	0.0%	0.3%	0.7%	0.1%
単独世帯数	419	452	522	735
(対一般世帯数比)	16.5%	17.7%	20.3%	87.6%
一般世帯人員	8,380	8,012	7,578	975
一世帯当たりの人員	3.3	3.1	2.9	1.2

資料：国勢調査

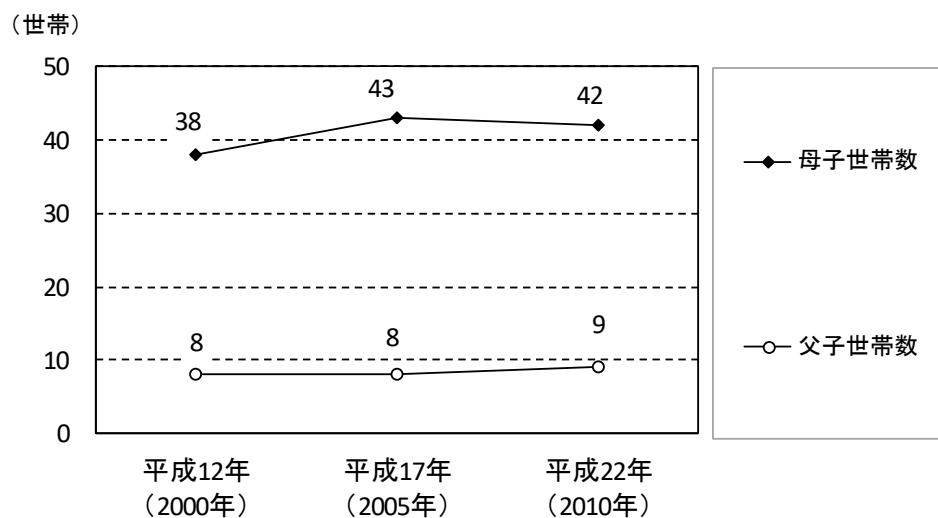
※平成27年 国勢調査：平成27年10月に実施された調査内容で、避難指示解除後、概ね一ヶ月時点での調査結果

■町内居住の世帯数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和元年 12月末
世帯数	287	760	1,530	1,843	1,983
一世帯当たりの人員	1.7	1.9	1.9	2.0	1.9

資料：住民福祉課 暮らし安全対策課 集計票より 各年3月末日
(平成28年は4月28日時点)

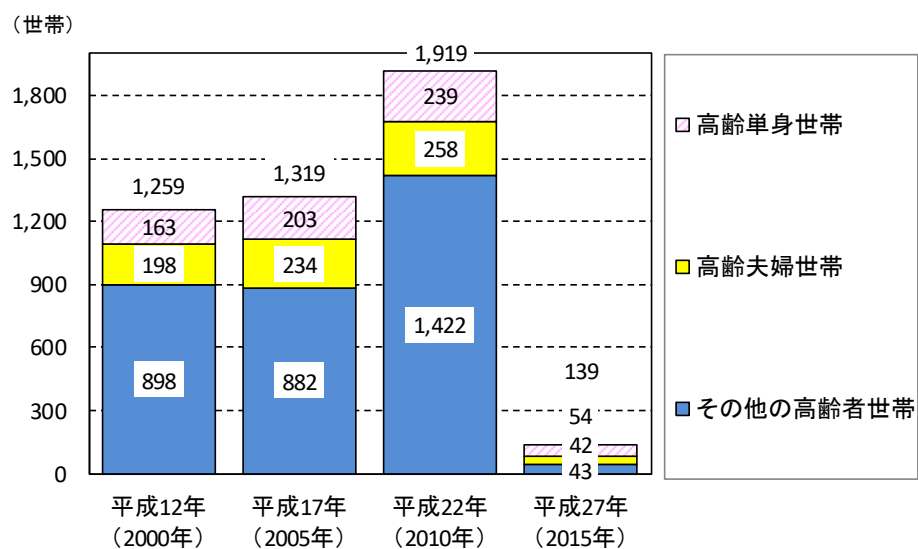
■母子・父子世帯の状況



資料：国勢調査

※平成27年の調査データなし

■高齢者のいる世帯の状況



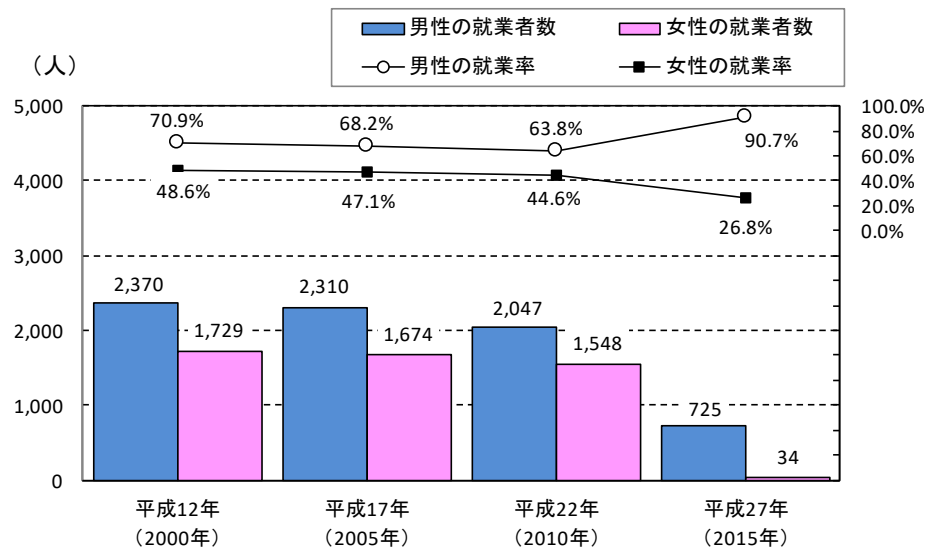
資料：国勢調査

(7) 産業

男女別にみた就業状況では、平成12年から平成22年にかけて男性、女性共に就業者数・就業率ともに減少しています。平成27年の就業者数は男性725人、女性34人、就業率は男性90.7%、女性26.8%となっています。

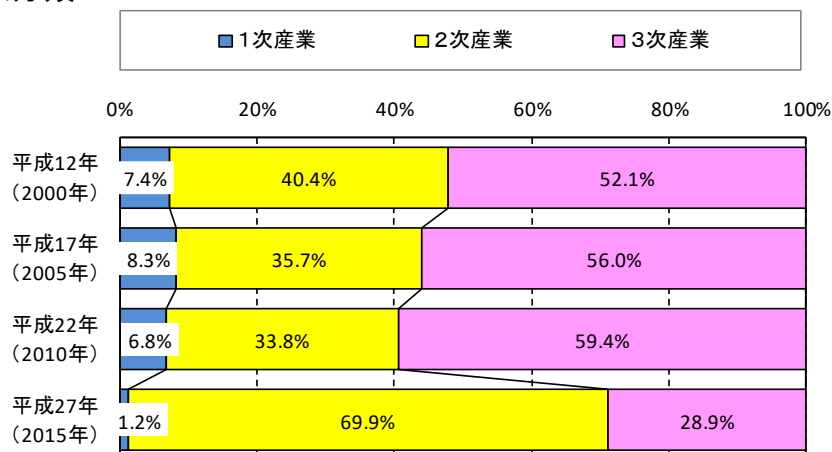
就業者の産業分類は、平成12年から平成22年の推移をみると、3次産業の増加が著しく、平成22年には、59.4%と6割近くが第3次産業となっています。

■男女別就業状況



資料：国勢調査

■男女別産業分類



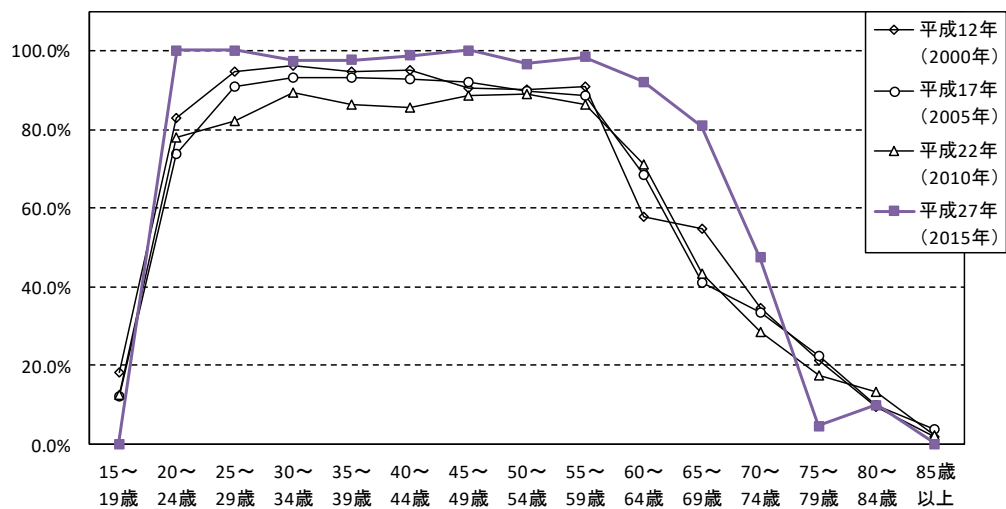
資料：国勢調査

1次産業：農業・林業・漁業

2次産業：鉱業・建設業・製造業

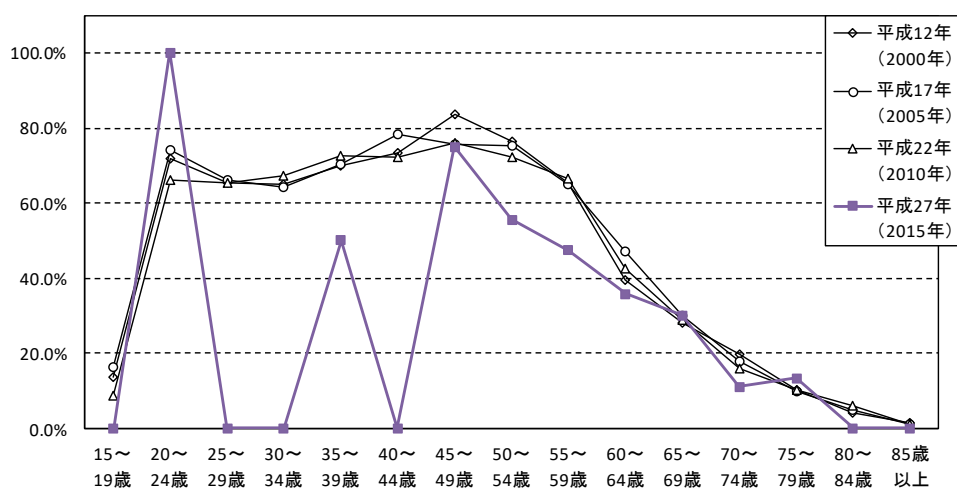
3次産業：商業・金融業・運輸通信業・サービス業など、1次、2次産業に含まれないもの

■男女年齢別就業率（男性）



資料：国勢調査

■男女年齢別就業率（女性）



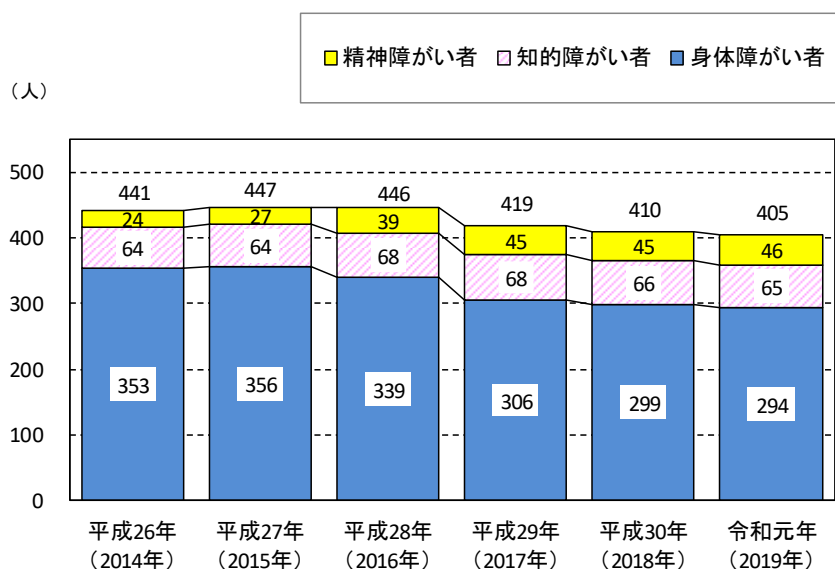
資料：国勢調査

(8) 障がい者・障がい児数

障害者手帳所持者をみると、平成27年以降減少傾向で推移しており、令和元年12月末では、405人となっています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向、療育手帳所持者（知的障がい者）は増加傾向で推移していますが、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しています。

■障がい者・障がい児数の推移（総数）



資料： 障がい福祉システム 障害者台帳より（各年度末、令和元年12月末）

■障がい児数の推移（内数）

障害種別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
精神	1	1	1	1	1	1
知的	24	21	22	23	21	20
身体	6	5	5	5	4	3
総計	31	27	28	29	26	24

■帰町者の障がい者・障がい児数（令和元年12月末時点）

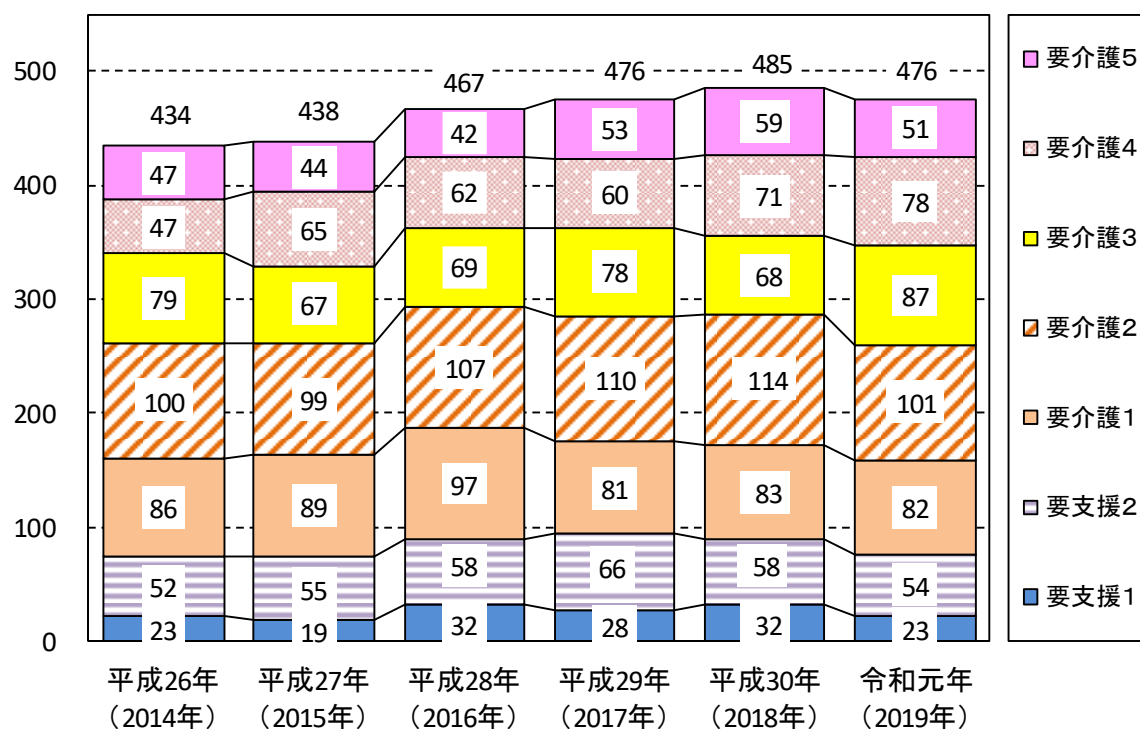
障害種別	令和元年12月末
精神	18（内児童数 0）
知的	24（内児童数 7）
身体	164（内児童数 2）

(9) 要介護認定者の推移

要介護など認定者数の推移をみると要介護の認定者が増加傾向で推移しており、令和元年では要介護1～5の認定者数は399人となっており、総認定者数は476人となっています。

■要介護認定者の推移

(人)



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

■町内帰町者の認定者数（令和元年12月末）

認定区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数	9	31	37	56	44	36	19	232

(10) 生活保護の状況

生活保護の状況は、被保護世帯・被保護寺院ともに増加傾向で推移し、平成30年度では13世帯・13人となっています。

■生活保護世帯数など

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
被保護世帯数	6	6	6	10	13	16
被保護人員	6	6	6	10	13	17

資料：相双保健福祉事務所 生活保護の動向より

※平成28年までは町外の救護施設等入所者のみ。(各年度末、令和元年12月末)

■町内居住者の生活保護世帯数など

	平成29年	平成30年	令和元年
被保護世帯数	4	7	10
被保護人員	4	7	11

資料：相双保健福祉事務所 被保護世帯名簿より(各年度末、令和元年12月末)

(11) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況については、令和元年9月末現在の実態調査では33人となっており、今後成年後見人等の制度利用の検討を要する要支援者は64人となっています。

■成年後見制度の利用数など

制度利用者の内訳

後見種別	成年被後見人	被保佐人	任意後見人	被補助人	総計
人数	29	4	0	0	33
%	87.9	12.1	0.0	0.0	100

要支援者の内訳

障害類計	認知症(疑)	知的障がい(疑)	精神障がい(疑)	発達障がい(疑)	その他	総計
人数	17	34	7	1	5	64
%	26.6	53.1	10.9	1.6	7.8	100

※内、親族の支援が見込めない者：29名

資料：成年後見制度に関する実態把握調査

3 第3次計画の成果と課題

「檜葉町第3次地域福祉計画」（平成27年度～令和元年度）は「新たなスタートにあたり、みんなが安心して暮らせるまち」を基本理念とし、以下の5項目を重点施策として取り組んできました。新たに計画を策定するにあたり、アンケート等も参考に策定委員会において、第3次計画の成果と課題をまとめました。

第3次計画 重点施策

- 1 活動及びサービスの拠点となる場づくりの推進
- 2 生きがいづくりと社会参加の推進
- 3 地域における福祉への取り組みの推進
- 4 地域包括ケアシステム構築に向けて
- 5 地域住民の多様な課題ニーズへの対応

○委員による重点施策の評価

※推進評価の指標

1：進んでいない

2：あまり進んでいない

3：どちらともいえない

4：ある程度進んでいる

5：進んでいる

6：わからない

※評価の平均値は「わからない」を除外

1 活動及びサービスの拠点となる場づくりの推進 評価の平均 : 3.9

成果

- ・様々な場所を利用し、各分野での拠点が増えてきている。
- ・異世代間交流が進んでいると思う。
- ・地域共生拠点（特に高齢者の介護予防等）、こども園の活用など目に見える。
- ・ならはみらいやまなび館のサークル活動は、目にする機会もあり多様な活動をしている事が評価できた。
- ・こども園を活用し、高齢者の交流の場、生きがいづくりができています。
- ・ふたばの里を核とした場づくりが、進んでいると思う。
- ・活動拠点の場としての「ふらっと」や「みんなの交流館ならは」等は、異世代の交流の場として、地域住民が気軽に立ち寄れる場として機能していると感じる（各種イベントが催され楽しみとの声も聞かれる。）
- ・各施設での取り組みが形になり、地域活動が活性化していると感じる。（イベント等）

課題

- ・様々な施設や団体が新設・再開となって生活の質は全体的に向上していると思うが各団体が別々に動いている印象が強く、町民の自主性頼みや企業の思惑に頼っての方針が色濃く感じる。
- ・町民主導での取り組み、サークルや協議体を作るなどはできている、その各団体を繋げる（コーディネート）する存在が必要。各々に任せっきりではいけない。
- ・明確な拠点の位置づけがなされていない。活動の拠点と思われるところはいろいろあるが、包括的な拠点ではないので、現在ある活動の場の役割を明確にしていくことが必要であり、それを有機的に結び付けていくためのネットワーク体制を築く必要がある。
- ・あおぞらこども園が令和2年度から、まなび館が2～3年後から使えなくなる。今後はどの施設を共生型拠点に位置付けるのか。
- ・共生型の総合的な拠点を新たに設置していくのか、今あるものを活用し、各分野ごとに分け繋いでいくのかといった、方向性を決めるべき。
- ・各施設や団体を横断的につなぐ仕組みが重要。
- ・既存の施設の改善（トイレ等）や施設を利用した上で得た情報を交換したり、意見を出し合える場が必要。
- ・高齢者など身近で、歩いて行けるなど気軽に行ける「場」が必要。

2 生きがいがづくりと社会参加の推進

評価の平均 : 4. 0

成果

- ・生涯学習や各種サークル活動が、ある程度活発に行われている。
- ・イベント等も含め、帰町された方達が参加し楽しめる行事やプログラムが充実してきたように感じる。
- ・従来あったシルバー人材センターの再開やならはみらいの活用など進んでいると思う。
- ・各種サービスを通して、障がい者の社会参加が進められている。
- ・シルバー人材センターの再開により、高齢者の就労支援の体制が整い、高齢者の生きがいがづくりにつながっていると感じる。(積極的な社会参加)
- ・ならはお役立ちカレンダーは、その月の情報が詳細に掲載され役立っている。
- ・個人の意欲が大きく左右するが、受け入れ体制は出来つつあると思う。

課題

- ・町独自の取り組みとして様々なイベントを実施したり企画していることは、評価できた。推進途中とはいえ、生きがいがづくりや働く場の確保は、更なる推進が求められる。
- ・自主的な活動には場所のみの提供。
- ・共助、協助の意識の高揚と話し合いの場は必須である。
- ・障がい者の活躍の場、社会参加できる場が不足している。
- ・様々な団体で多くの方は尽力されているが、横のつながりが希薄で勿体ない。管理やルールづくりが必要なタイミングではないか。(例えば「文化」「福祉」「教育」の関係団体・サークルで加盟協議会を作り、年1回でも集まって交流することはできないか。そのコーディネーター役をする事務局をつくり予算をつけることはできないか。)
- ・シルバー人材、スポーツ協会の再開等、活動が増えてきているが、支援機関において、町づくりの会議の中身、活動内容、過程、結果が見えにくい。
- ・高齢者や障がい者の移動手段の課題もある。
- ・高齢者が社会の中で、もっと活躍できるような環境や仕組みが必要。特に社会の中で現役で働けるような環境が求められる。
- ・団体間の繋がり(交流)が生まれない。
- ・参加者が固定されているという課題が残る。

3 地域における福祉への取り組みの推進

評価の平均 : 3. 2

成果

- ・ 広報、啓発活動は評価できる。または民生委員児童委員の活動も評価できる。
- ・ 広報ならは、「はぴねす」「ほうかつ」（包括支援センター発行）等により、福祉の情報が得られる。
- ・ 各活動のサポート支援体制が整ってきている。
- ・ 地域により差があるが、地域コミュニティが成立しない地区もあるが、何とかしようという努力が見られる。
- ・ 地域ミニデイの活動支援、高齢者の交流の場として、地域に根付いているが、支援の継続が必要。

課題

- ・ 広く住民、地域への福祉活動、福祉教育、福祉の理解が図られていない。
- ・ 震災前に取り組まれていたボランティアセンター、ボランティア活動の実績が出てこない。
- ・ ボランティアの育成、福祉教育の推進ができていない。
- ・ 障がい者福祉の観点からではあるが、自分たちの作業所のサービス体制も含め、万全な状態とはいえない。症状の重い方の受け入れは難しい状況にある。
- ・ ボランティアについて各分野で立ち上げが進んでいるが、社会福祉協議会など核となる組織の役割について明確にしてほしいと思う。
- ・ ボランティアセンターを一元化して、それぞれの希望に応じて振り分けて対応していく仕組みが必要。
- ・ 地域の福祉ニーズの把握ができていないので、何とも言えないが、高齢者の経済的な面も含めて人権が守られているのかを把握していくことは、大切であるとともに、公が光を当てるところを再度検討すべきである。
- ・ 広報等については、目にする機会があり把握していたが、障がい者等の共生社会を目指すにあたり偏見、差別をなくすためにも福祉教育の強化は必要と考えられる。
- ・ 団体等のネットワークがない。
- ・ 行政区隣組の復活がない。
- ・ 様々な資源が再開しているが、対応が難しい方への専門性のある関わりが出来る人材が少なく難しい」状況で、その部分の整備が置き去りにされている。必要なのは、相談相手だけではなく、実際困り感を解消してくれるために動ける人。（送迎してくれる人、家の掃除をしてくれる人など）ボランティアや家族に頼らず、そういった支援を責任もって行う役割分担があまり進んでいない。

4 地域包括ケアシステム構築に向けて

評価の平均 : 4. 2

成果

- ・相談体制は町を中心に連携が取れ進んでいる。地域共生ケア会議から推進協議体、ワーキンググループも作られ、課題解決に向けた話し合いも始まっている。
- ・障がい、高齢の方の相談支援体制、また情報共有やケース検討の協同などは、郡内でも質が高く評価できる。
- ・地域包括ケア推進協議会を設置し、ワーキンググループを開催し取り組んでいる。
- ・地域共生ケア会議を中心として、システム構築が進んでいる。
- ・専門職による相談体制が整っていると感じます。民生委員の相談等には、敏速に対応して下さい。
- ・包括支援センターが中心となり、相談員等が地域の協力員と連携し活動できている。

課題

- ・行政側は進んでいると思う。町民意識への浸透が課題。
- ・支援者側の体制整備はある程度進んでいるが、住民側の理解が進んでいない。
- ・福祉サービスの質の向上。
- ・地域包括ケアの体制は、日常的なケア体制であるが、緊急時の防災体制でもある。いかに地域力が防災にも生きるのか認識し、地域防災体制整備を推進することと並行して、地域包括ケアを進めていくべきであると思う。
- ・理念の確認や土台づくりの時期は過ぎたと思う。未だ、人材不足や各組織の事情で横の連携が進んでいないように思われるので、具体的な動きを義務感を持って各関係者が取り組んでいかなければならないタイミングだと思う。
- ・子どもへの包括のシステムの情報が無い。
- ・関係機関の連携は不十分であり、情報の共有やそれぞれの機関との事業連携も視野に入れて定期的な話し合いを継続して持つことが必要。
- ・地域包括ケアは高齢者の為のものと考えられがちだが、子ども、障がい者も含めた地域包括ケアとの捉え方であることを、見える形にすること、住民と共有する場が必要。

5 地域住民の多様な課題ニーズへの対応

評価の平均 : 3. 3

成果

- ・住民ニーズへの対応は、十分に進んでいる。
- ・現状、可能な範囲では対応できていると思う。
- ・町づくりや整備は進んでいるが、要援護者台帳などの活用、充実には至っていない。内容も幅広いため、項目の見直し、細分化などの必要性を感じる。）
- ・町としてできる限り対応してくれていると感じている。課題やニーズはこれからも増えていくと思う。
- ・住民の要望に対する対応は出来つつあると思うが、地域によって格差が大きい。ボランティアを進んで行動してくれる住民が多い地区は多様な活動をしている。

課題

- ・障がい者の住まいや人権に関する支援は不十分である。
- ・住民の多様なニーズがどこにあるのかを把握されているのか、把握されているとすれば、関係機関及び住民との話し合いはされているのか。より住民の近くで議論すべきかと考える。
- ・子どもから高齢者までの横断的な連携は、行政、民間協働の体制が必要。
- ・個別に先の災害の振り返りが必要かなと思う。
- ・「住民の支援慣れ」と言うフレーズを聞くようになり久しい。多様な要望への対応は、一人ひとりの生活や不安に向き合いながらも、ある程度の基準を作りそれに沿いながらも地道に寄り添っていく双葉郡町村独特の難しさが存在する。難しい課題だと言うことを先延ばしや町民まかせにせず、関係者のメンタルヘルスも含めて真剣に考えるタイミングだと思う。
- ・子どもの健全育成システムづくりや防災対策等が進んでいない様に見える。
- ・災害時や緊急時における避難弱者（要援護者）の把握等、体制整備が急務であると感じます。
- ・イベント等に参加したくても足がなく、参加できないということを多く聞く。お買い物バス、タクシー（割引）等、対策を打っているが、もう少し踏み込んだ策を検討できればと思う。
- ・多様なニーズへの対応、課題を話し合う場を多く作るべき、町（行政）、社協、事業者、町民。
- ・権利擁護関連の仕組みについては、具現化が必要。（法人後見、中核機能など）
- ・地域の防災対策の推進の中で、自分一人で避難できるか、周囲に避難できない人はいないか等、防災意識を高める、植え付ける取り組みも必要。



第3章 計画の理念と基本方針



第3章 計画の理念と基本方針

1 計画の基本理念

みんなで 支え合い 幸せを実感できる まち

住み慣れた地域で最後まで生きがいを持って、安心して快適に暮らすことは多くの住民の願いです。

前回の計画は、避難指示の解除前に策定された計画でしたが、今回の計画策定は、帰町が進んでいる中で、新たな地域ニーズが生じている状況です。

このような状況の中、地域福祉を推進するためには地域の住民、行政、地域を支える団体、事業者などが共に力を合わせ、さまざまな課題を受け止め、その内容に応じた解決へとつないでいく仕組みが求められています。

町内で暮らす誰もが、地域、暮らし、生きがいを共に創り、ここで暮らせて良かったと思える檜葉町らしい「みんなで 支え合い 幸せを実感できる まち」の実現を目指します。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を目指し、「みんなが参加しやすく、つながりが持てるまちづくり」、「みんなが助け合い、支え合う仕組みがあるまちづくり」、「みんなが安心して共に暮らせるまちづくり」の3つの基本目標を掲げ、地域福祉活動を推進していきます。

みんなが参加しやすく、つながりが持てるまちづくり

町・各施設・団体を分野横断的につなげ、誰もが参加しやすい場所・活動が行なえる拠点の整備を推進していきます。また、就労、生きがづくり等を通じ、地域福祉推進の活力向上を目指します。

みんなが助け合い、支え合う仕組みがあるまちづくり

地域福祉推進の要(かなめ)ともいうべき、地域住民の意識づくりから福祉人材の育成、ボランティア活動の充実、また、相談支援体制の強化推進を目指します。

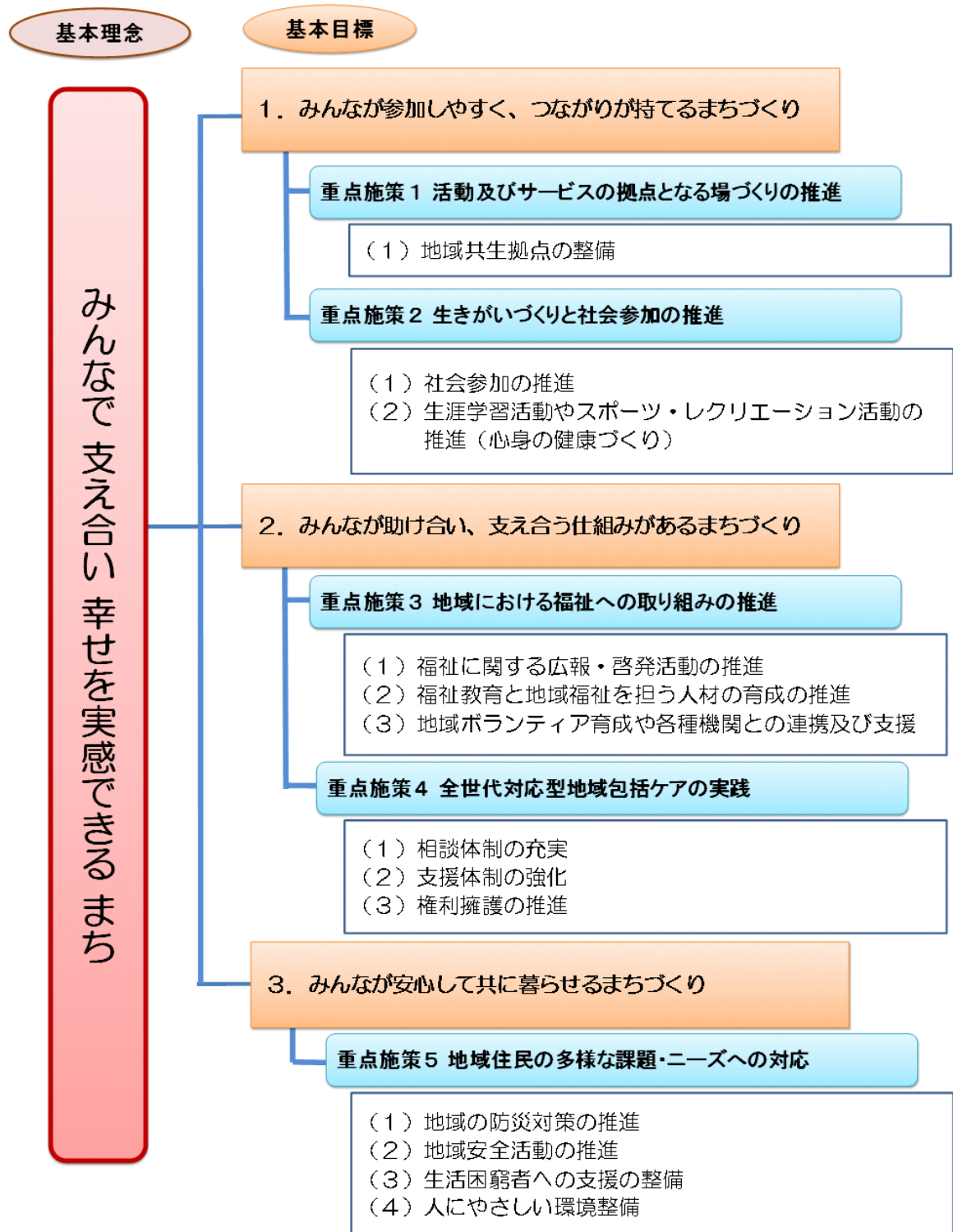
みんなが安心して共に暮らせるまちづくり

住民一人ひとりが、多様な課題・ニーズに適切に必要な支援を受けながら暮らせる体制や、地域の防犯・防災体制の強化を推進し、安心して暮らせるまちを目指します。

※目標・重点施策内の各項目に指標を設定し、計画の推進状況を評価していきます。

3 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取り組みの方向性と役割分担を明らかにします。

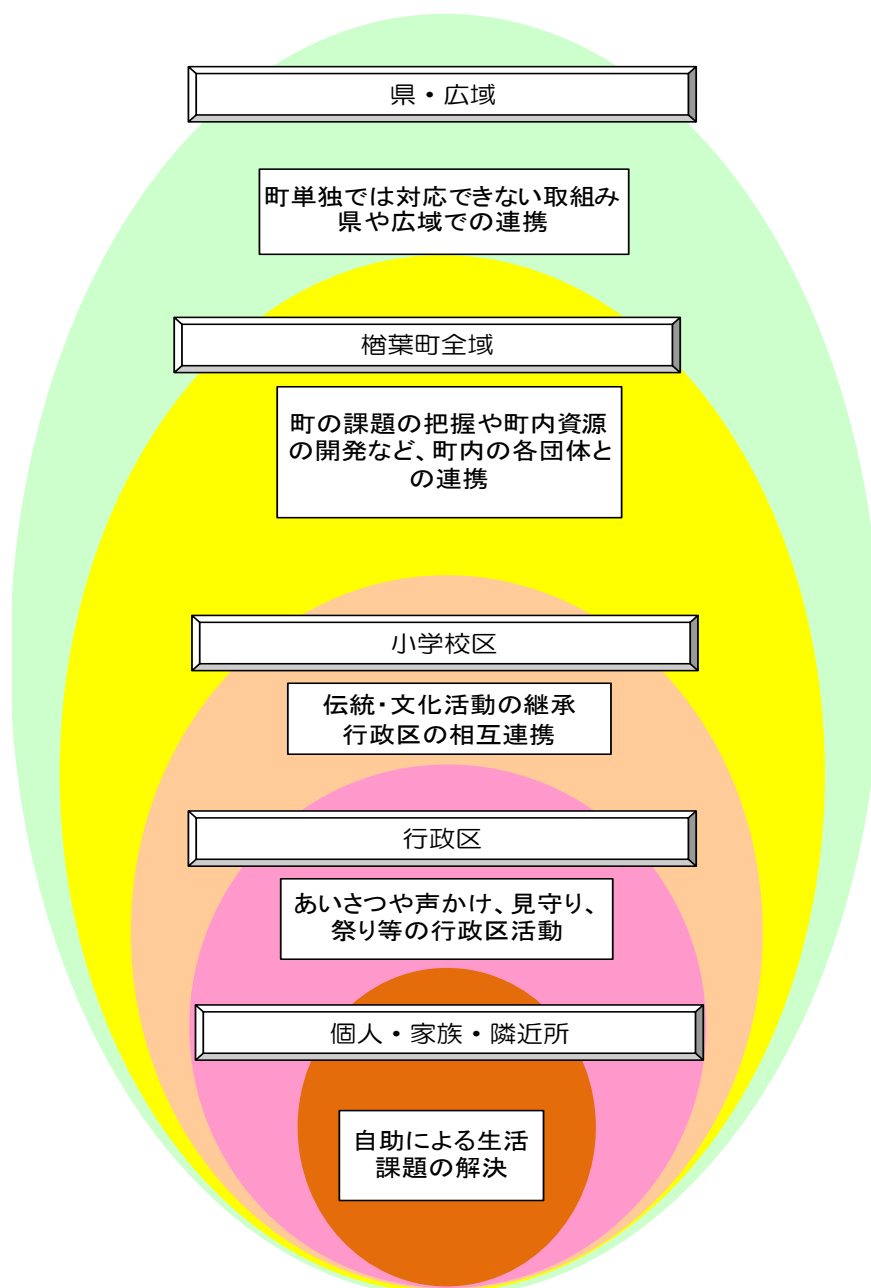


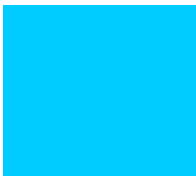
4 地域のとらえ方

生活圏としての地域、サービス提供事業者やボランティア団体などの活動を中心とした福祉活動の地域など、住民の暮らしや様々な活動が行われる範囲は、それぞれが重なりあいながら、地域住民相互のつながりや交流、助け合いが必要になります。

隣近所や行政区など身近な範囲を地域と捉えることもでき、また、町全体を対象とした活動や施策を展開する場合は町全体であったり、地区単位で地域ととらえることもできます。

このように、地域とは一定の範囲に限定されるものではなく、この計画では柔軟に捉えるものとします。





第4章 現状と課題 及び取り組み内容



第4章 現状と課題及び取り組み内容

重点施策1 活動及びサービスの拠点となる場づくりの推進

《現状と課題》

本町においては、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、全町避難を余儀なくされ、その後、平成27年9月に住民の帰町が始まりましたが、震災以前とは違った地域のつながりや様々な場所を利用した地域活動への参加状況となっています。

また、帰町開始後、子ども、高齢者、障がい者等、多世代が交流し活動できる拠点として「地域共生拠点」を推進してきました。第3次計画では、「あおぞらこども園」、「学び館」を共生拠点の場として推進してきましたが、園児、児童の増加等により今後施設が使用できなくなっていくことから、新たな拠点整備の検討とともに、既存の施設、活動をネットワークで繋いでいく方向性も検討していく必要があげられています。

(1) 地域共生拠点の整備

町全体として地域福祉の向上を目指し、町・各施設・団体を分野横断的につなげ、誰もが参加しやすい場所・活動を行なえるよう拠点の整備を推進していきます。

取り組み：各分野の団体をつなげ、町全体として地域拠点を推進する体制の構築

重点施策2 生きがいつくりと社会参加の推進

《現状と課題》

住み慣れた地域で生きいきと暮らしていくためには、住民が地域社会を支える一員として、自ら生きがいつくりや健康づくりに励み、その活動などに参加することが求められています。

本町では、シルバー人材センターの再開や生涯学習、各種サークル活動が、ある程度活発に行われてきているが、策定委員会では、「高齢者や障がい者の移動手段の確保」、「各団体の横の繋がりが必要」、「福祉・教育・文化等の協議体を作り、情報の共有や交流を進めるべき」などの課題も上られています。

(1) 社会参加の推進

高齢者や障がい者、子育て・介護を担う家族等が、安心感、充実感をもって活動できる機会の創出や就労の場・環境づくり、相談体制の充実を図ります。

取組み：関係機関・団体とのネットワークの強化を図り、就労相談体制の充実と活動の参加に対する啓発の推進

(2) 生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の推進（心身の健康づくり）

住民一人ひとりが充実した日々や人生を送るためには、ライフステージやライフサイクルに即した学習ができるように、学習に関する情報や学習機会の提供が求められます。住民が生涯学習に取り組みやすいよう、生涯学習推進体制の充実を図ります。

取組み：当事者の生きがいやニーズの把握と、地域の様々な活動につながる情報の提供

重点施策3 地域における福祉への取り組みの推進

《現状と課題》

住民のニーズが多様化し、様々な支援を必要としている中で、公的な支援だけでなく、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担して地域を支えていくことが求められています。

各種団体に対する調査によると、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことでは、47.0%が「ボランティアリーダーや地域福祉に関わる人を育成する」と回答しています。福祉のまちづくりを充実していくうえで取り組むべき施策として、36.4%が「ボランティア団体など市民活動への援助を充実させる」と回答しています。

また、策定委員会では、「福祉に関する情報や計画に関する情報の周知が重要」、「教育機関と連携した取り組みが重要」、「ボランティアセンターの強化や一元化が必要」等の意見があり、地域福祉の推進と相談支援体制の強化が求められます。

(1) 福祉に関する広報・啓発活動の推進

福祉に関する情報については、檜葉町社会福祉協議会が行っている「はびねす」の発行、また、町が発行する「広報ならは」、ホームページやタブレットの活用、地域の回覧や各種イベントでの掲示等、福祉に関するお知らせを適宜掲載し、広く住民に周知し活動への理解を図っていきます。

取り組み：地域福祉計画及び地域福祉活動計画の普及、啓発

（２）福祉教育と地域福祉を担う人材の育成の推進

地域での助け合いの大切さが感じられるよう、教育機関や地域住民と連携し、地域活動団体、福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者や障がいのある方への理解の促進、福祉人材育成のため、福祉教育と人材育成を推進します。

取組み：世代間交流や福祉に関する体験、啓発活動の実施

（３）地域ボランティア育成や各種機関との連携及び支援

住民による主体的な福祉活動の推進のため、必要な情報の提供や活動の場の確保等の支援を行い、継続的な地域福祉活動の推進を図ります。

また、地域で活動している個人・ボランティア団体・ボランティアセンター等で連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みます。

取組み：ボランティアセンター等の活動内容の充実

重点施策4 全世代対応型地域包括ケアの実践

《現状と課題》

「地域包括ケア」とは、高齢者のニーズに応じた住宅が提供されること（住まい）を基本とした上で、各自による健康維持や介護予防（予防）、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するためのサービス（生活支援）、介護保険サービス（介護）、在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な医療（医療）の5つを一体的に提供していくことです。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者、子どもや子育て家庭、生活困窮者、権利擁護に対する支援などにも通じるものがあります。これまでの、高齢期におけるケアを念頭に置いた地域包括ケアから、対象を障がい者や子どもなどへの支援にも広げ、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進めていく必要があります。

（1）相談体制の充実

住民のニーズが多様化し、課題も複合化・複雑化する傾向にあります。

高齢者・障がい者・子どもや子育て家庭・生活困窮等、複合的な課題を抱へ、どこにも該当しない制度のはざまに置かれた人々への支援体制の強化として、対象者を限定せずワンストップ（断らない相談支援）での相談支援体制の推進を図ります。

また、ワンストップ相談体制での支援を推進するため、多機関協働の機能の強化や相談機関としての多職種・多機関との連携強化を図ります。

取り組み：包括的相談支援体制の強化と推進

（２）支援体制の強化

地域住民の個別課題の解決を図るため、多職種が協働して地域共生ケア会議を開催し、生活支援を行うとともに地域課題の把握を行い、地域づくりや資源開発へつなぎ政策形成へ反映させることにより基盤の整備を推進します。

また、地域の関係機関、専門職、町等が連携して支援を展開していきます。

取組み：地域共生ケア会議の強化と地域包括ケアシステムの推進

（３）権利擁護の推進

地域で暮らす住民一人ひとりの人権を尊重し、ともに認め合うことのできる地域の実現を目指します。

また、認知症や障がい者、虐待等の様々な課題を抱えている方に対する理解の促進と、成年後見人制度や日常生活自立支援事業の周知、普及について、関係機関が連携して努める必要があります。

本町では、令和元年９月に成年後見制度に関する実態把握調査を実施しました。その結果、制度利用者 33 名、今後制度利用が見込まれる者が 64 名（内、29 名：親族の支援が見込めない者）いることを把握しました。（資料編：アンケート結果掲載）

そこで、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に定める「檜葉町成年後見制度利用促進基本計画」に位置付けて、権利擁護を推進していきます。

成年後見制度の利用促進のため、権利擁護に関する事業の周知、普及啓発を行うとともに、町長申立や成年後見町長申立費用及び後見人等の報酬助成や判断力が不十分な人に係る、権利擁護制度利用への相談支援を行います。

また、地域連携ネットワークの構築に向けた中核機関のあり方等については、広域設置も視野に令和３年度末までの設置に向けて関係機関と協議・検討します。

なお、今後の市民後見人の養成についても、中核機関と連携して推進していきます。

取組み：成年後見制度の利用促進を推進する体制の構築

重点施策5 地域住民の多様な課題・ニーズへの対応

《現状と課題》

本町では、「檜葉町地域防災計画」等と連動し、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、自力では避難が難しい障がい者や独居高齢者などの「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。

今後も災害時における安否確認や情報提供などが迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図るとともに、防災への意識の向上も推進課題となります。

また、地域には高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者など様々な課題を抱えた方が生活しています。誰もが安心して暮らすためには、多様化する福祉ニーズに対応する支援体制整備と地域住民同士による支え合い活動を、今後も支援していく必要があります。

（１）地域の防災対策の推進

災害時に支援等が必要となる可能性の高い要支援者を地域で把握し、「避難行動要支援者名簿」を引き続き整備していきます。

また、災害時要援護者に対し、見守りや声かけができる基盤づくりを住民、支援者、各種団体などと連携して行っていきます。

取り組み：「避難行動要支援者名簿」の継続整備と活用方法の検討

（２）地域安全活動の推進

地域住民が安心して住めるまちになるためには、隣近所の日常的な声かけや支え合いなど、地域住民によるネットワークによって、日頃から犯罪や事故に備えたまちづくりが求められます。

また、高齢者や子どもが非行や犯罪に巻き込まれないようにするには、警察などによる防犯対策とともに、地域の連帯に基づく防犯力の向上を推進します。

取り組み：地域安全活動を担う人材の育成

（３）生活困窮者への支援の整備

近年では、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や稼働年齢世代にある人を含めて、生活保護を受給する人が全国的に増えています。

また、当町でも震災後の収入や生活環境等の変化により、生活困窮に陥る世帯も生じています。

生活困窮者自立支援法を踏まえ、制度の狭間にある生活困窮者の早期解決に向けた支援と、ネットワークの構築を推進します。

取組み：全世代対応型地域包括ケアの実践、庁内（関係課）の情報共有体制の整備と就労支援体制との連携

（４）人にやさしい環境整備

高齢者や障がいのある人、子育て世代をはじめ住民全体が活動しやすくなるように、町内の公共施設や道路等のバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）だけでなく、住民の心のバリアフリー化も推進していきます。

取組み：既存の施設の有効活用を検討
（重点施策１ 活動及びサービスの拠点となる場づくりの推進と関連）



第5章 計画の推進



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知、広報

町民一人ひとりが、地域における交流、支え合いやふれ合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるように、町の広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を通じて、地域福祉活動計画と連動させながら計画内容の広報・啓発に努めます。

(2) 住民、地域、行政の役割、協働体制

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、住民福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

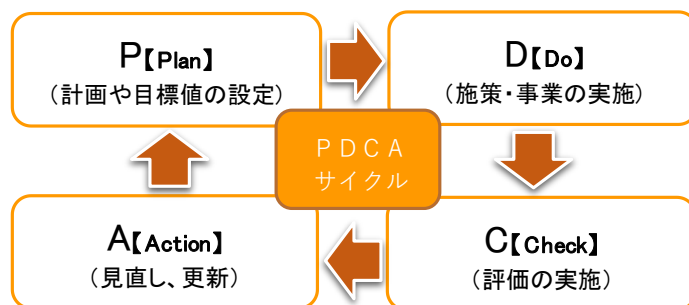
また、地域福祉推進の中心的な担い手である檜葉町社会福祉協議会との連携をはじめ、行政区、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、こども園、老人クラブなど、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

2 計画の進捗管理

(1) 計画の評価

計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

■ 進捗管理のPDCAサイクルのイメージ



次期計画では、取り組み内容について、より具体的に記載できるような、計画策定を目指していきます。

（２）計画の評価指標

地域福祉の推進の取り組みを進めた結果、第４次計画において設定した目標が進んでいるのかを図る目安として、指標を設定します。

●【基本目標１】 みんなが参加しやすく、つながりが持てるまちづくり

指 標	目標値
拠点の設置数	

【重点施策１】 活動及びサービスの拠点となる場づくりの推進

	指 標
（１）地域共生拠点の整備	・各分野の団体が参加し協議する場の設置 ・地域共生拠点の整備

【重点施策２】 生きがいづくりと社会参加の推進

	指 標
（１）社会参加の推進	・シルバー人材や福祉的就労等の相談体制と広報の充実 ・地域共生拠点を活用した生きがい機会の創出 (やりがい、貢献、報酬 等)
（２）生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の推進（心身の健康づくり）	・広報の充実 ・地域共生拠点を活用した場の検討

●【基本目標2】 みんなが助け合い、支え合う仕組みがあるまちづくり

指 標	目標値
会議の開催	

【重点施策3】 地域における福祉への取り組みの推進

	指 標
(1) 福祉に関する広報・啓発活動の推進	・ 広報の充実（町・社会福祉協議会・関係機関） ・ 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の普及、啓発
(2) 福祉教育と地域福祉を担う人材の育成の推進	・ ボランティア事業の再開（サマーショートボランティア 他） ・ 高齢者、障がい者支援施設による福祉体験機会の実施
(3) 地域ボランティア育成や各種機関との連携及び支援	・ ボランティアセンター登録者の活動件数の増加と充実 ・ ボランティア団体間の交流事業の実施

【重点施策4】 全世代対応型地域包括ケアの実践

	指 標
(1) 相談体制の充実	・ 包括的相談支援体制（地域包括支援センター）の強化 ・ ワンストップ相談窓口設置の検討
(2) 支援体制の強化	・ 地域共生ケア会議の強化 ・ 地域包括ケアシステムの推進
(3) 権利擁護の推進	・ 虐待対応マニュアルの見直し ・ 中核機関の設置 (檜葉町成年後見制度利用促進基本計画に位置付け)

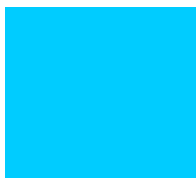
●【基本目標3】 みんなが安心して共に暮らせるまちづくり

指 標	目標値
幸福度	

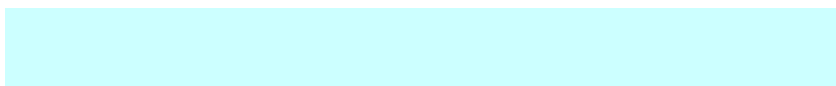
【重点施策5】 地域住民の多様な課題・ニーズへの対応

(1) 地域の防災対策の推進

	指 標
(1) 地域の防災対策の推進	・「避難行動要支援者名簿」の継続整備と活用方法の検討 ・4 全世代対応型地域包括ケアの実践 と連動
(2) 地域安全活動の推進	・地域安全活動を担う人材の育成 ・3-(3) 地域ボランティアの育成や各種機関との連携及び支援 と連動
(3) 生活困窮者への支援の整備	・4 全世代対応型地域包括ケアの実践 と連動 ・2-(1) 社会参加の推進 と連動し就労支援への取組み実施
(4) 人にやさしい環境整備	・既存の施設の有効活用の検討 ・1-(1) 地域共生拠点の整備 と連動



資 料



資 料

1 檜葉町地域福祉計画策定検討委員会設置規則

○檜葉町地域福祉計画策定検討委員会設置規則

(平成 16 年 3 月 1 日規則第 5 号)

(設置)

第 1 条 住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して生活できるまちづくりの実現のために、地域住民が、地域福祉推進に関心を持ち積極的に参加していくことを目標としながら、地域の生活課題やそれを解決するための必要なサービスの内容、具体的な方法を明らかにする計画を作成するために調査、検討を行う、檜葉町地域福祉計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、檜葉町地域福祉計画の策定に向け、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 檜葉町地域福祉計画の素案作成に関すること。
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること。
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。
- (4) 地域福祉に関する活動への住民参加促進に関すること。
- (5) その他檜葉町地域福祉計画策定のために必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者で町長が委嘱したものをもって組織する。

- (1) 地域の代表
- (2) 各種団体の代表
- (3) 福祉施設関係者
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前項の規定にかかわらず、第2条に規定する当該所掌事務に関する調査、検討が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(資料の提出等)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成16年2月1日から適用する。

2 檜葉町地域福祉計画策定検討委員会委員名簿

檜葉町地域福祉計画策定検討委員会委員名簿

任期 令和元.11.1～令和 3.10.31

檜葉町地域福祉計画策定検討委員会設置規則第3条による区分		氏 名
地域の代表 (第1号)	檜葉町行政区長会長	松本 和也
	檜葉町老人クラブ連合会長	新妻 信一
	檜葉町民生児童委員協議会会長	松本 宏美
各種団体の代表 (第2号)	檜葉町地域包括支援センター 社会福祉士	渡邊 正道
	基幹相談支援センターふたば 副センター長	四條 拓哉
	一般社団法人 ならはみらい 施設管理部係長	木村 英一
福祉施設関係者 (第3号)	檜葉町社会福祉協議会 事務局長	福井 光治
	社会福祉法人広葉会 介護老人福祉施設リリー園施設長	玉根 幸恵
	社会福祉法人 希望の杜福祉会 ふたばの里施設長	松本 善孝
	NPO法人 シェルパ 管理者	古市 貴之
行政機関の職員 (第4号)	檜葉町住民福祉課長	松本 智幸
	檜葉町住民福祉課介護保険係長	瀬谷 武士
	檜葉町住民福祉課保健衛生係長	藤田 恭啓
	檜葉町教育総務課 課長補佐 生涯学習・社会教育係長	坂本 和也
その他町長が必要と認める者 (第5号)	地域学校協働活動事業 地域コーディネーター	高原 カネ子
アドバイザー	株式会社ワイズマンコンサルティング	西村 綾太
事務局	社会福祉係	松本 久美子
		鈴木 恵美
		横田 一訓

3 策定経過

年 月 日	内 容
令和元年 9 月～10 月	各種団体アンケート調査の実施
令和元年 11 月 27 日	第 1 回 檜葉町地域福祉計画策定検討委員会 (1) 本年度の策定計画について
令和元年 12 月 24 日	第 2 回 檜葉町地域福祉計画策定検討委員会 (1) 前期計画の評価・課題について
令和 2 年 1 月 23 日	第 3 回 檜葉町地域福祉計画策定検討委員会 (1) 檜葉町地域福祉計画策定（素案の検討）
令和 2 年 2 月 日 ～ 月 日	意見公募（パブリックコメント） 町ホームページへの「第 4 次檜葉町地域福祉計画(案)」掲載
令和 2 年 2 月 日	第 4 回 檜葉町地域福祉計画策定検討委員会（最終） (1) 檜葉町地域福祉計画策定

4 アンケート調査の結果

●地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施概要

調査の種類	団体
調査対象	町内で活動する団体
調査期間	令和元年 9 月～10 月
回収結果	配布数：87 件 回収数：66 件

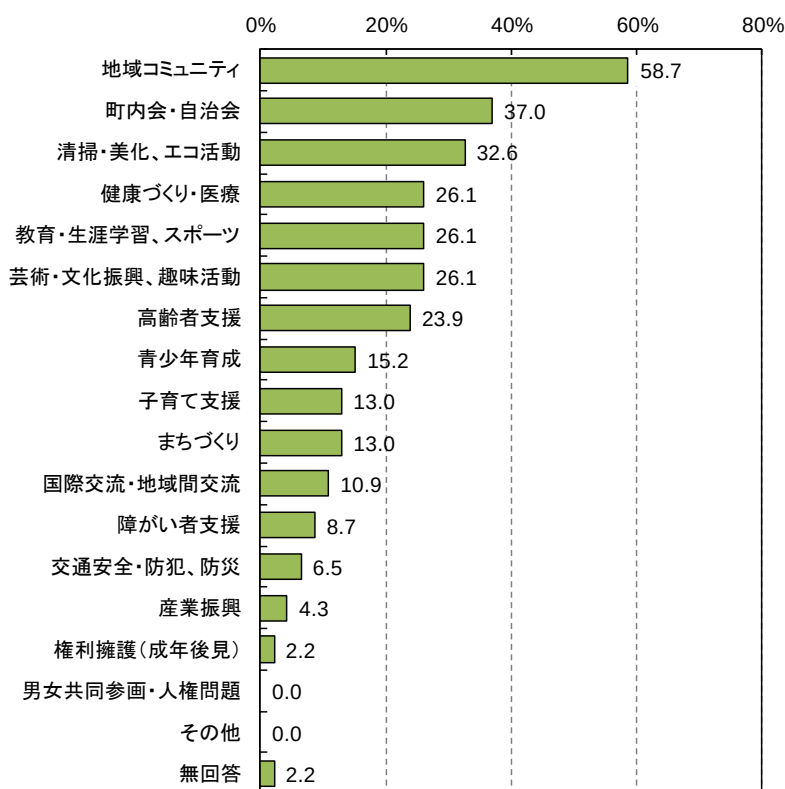
●成年後見制度に関する実態把握調査の実施概要

調査の種類	介護保険(居宅支援)・障がい(計画相談)事業者、施設
調査対象	町住民が利用する事業所等
調査期間	令和元年 10 月
回収結果	配布数：112 件 回収数：72 件

(1) 団体調査結果 一部抜粋

①取り組んでいる地域活動などの分野

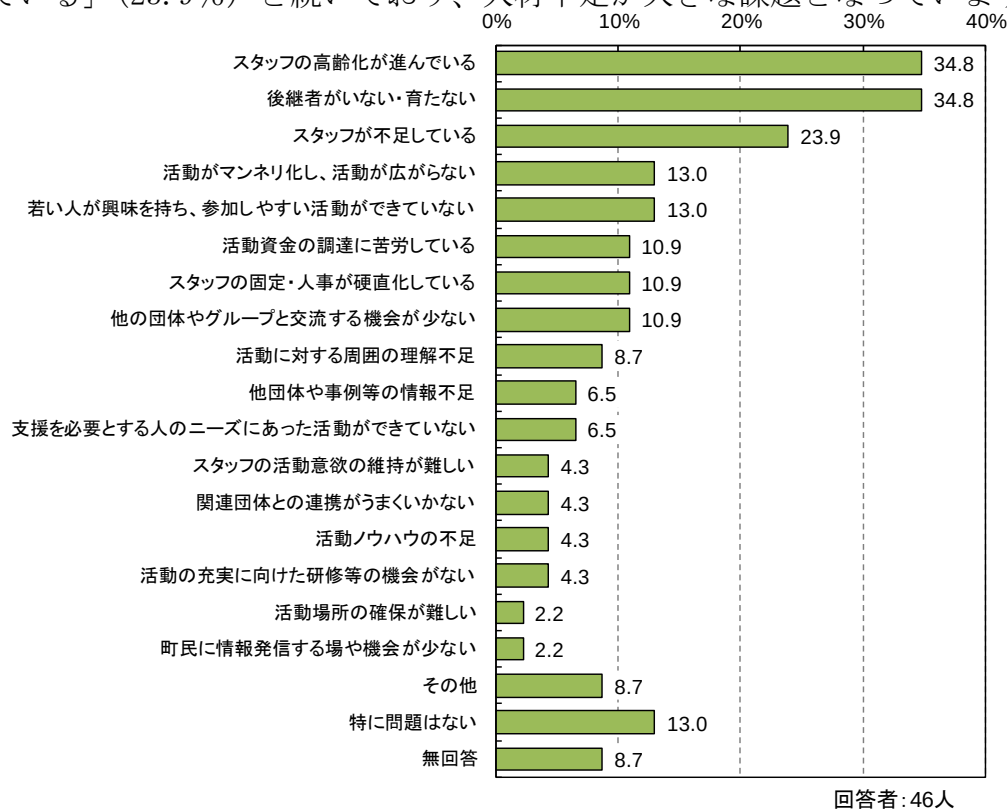
アンケートに回答した団体の取り組んでいる活動内容については、「地域コミュニティ」が 58.7%で最も多く、次いで「町内会・自治会」(37.0%)、「清掃・美化、エコ活動」(32.6%)と続いています。



回答者:46人

②活動を行う上での問題点・課題

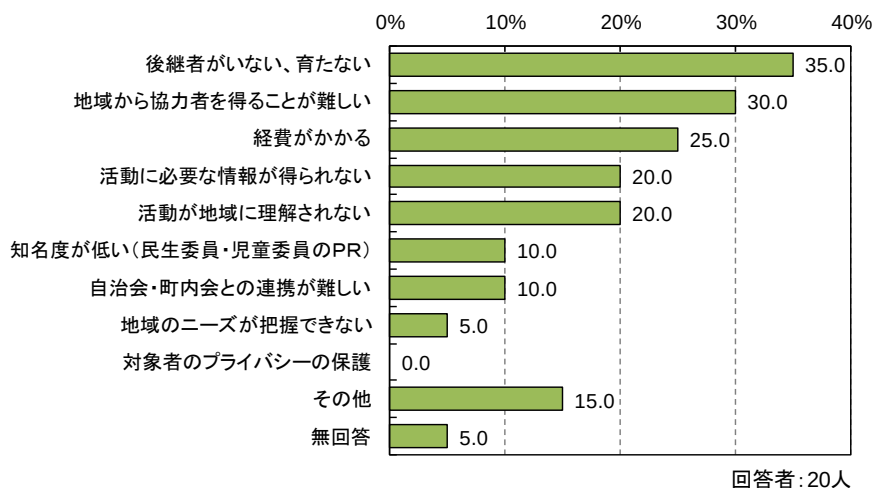
活動を行う上での問題点・課題については、「スタッフの高齢化が進んでいる」、「後継者がいない育たない」がともに 34.8%で最も多く、次いで「スタッフが不足している」(23.9%)と続いており、人材不足が大きな課題となっています。



【民生委員・児童委員の方への調査】

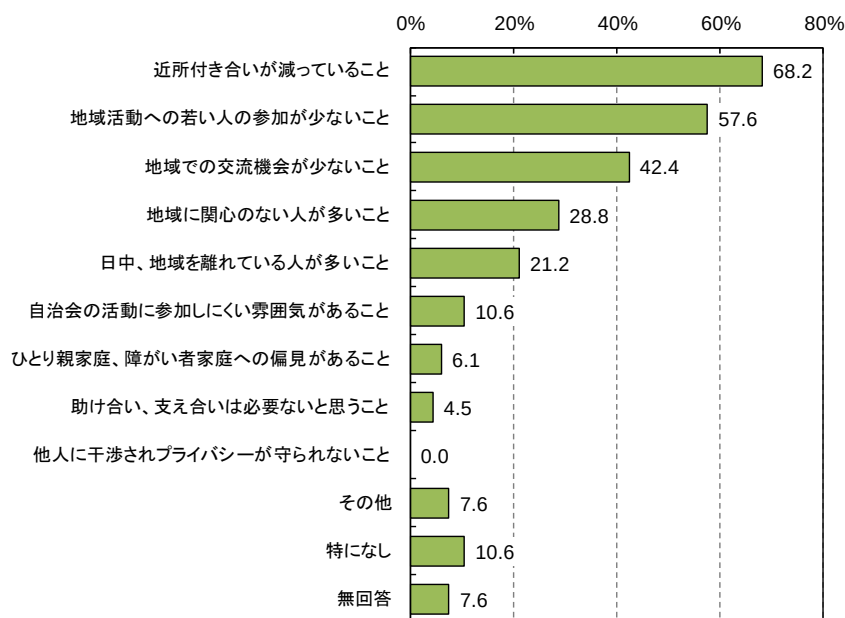
③活動を行う上での問題点・課題

民生委員・児童委員の活動を行う上での問題点・課題については、「後継者がいない」が 35.0%で最も多く、次いで「地域から協力者を得ることが難しい」(30.0%)「経費がかかる」(25.0%)と続いています。



④現在、地域の中での問題点・不足しているもの

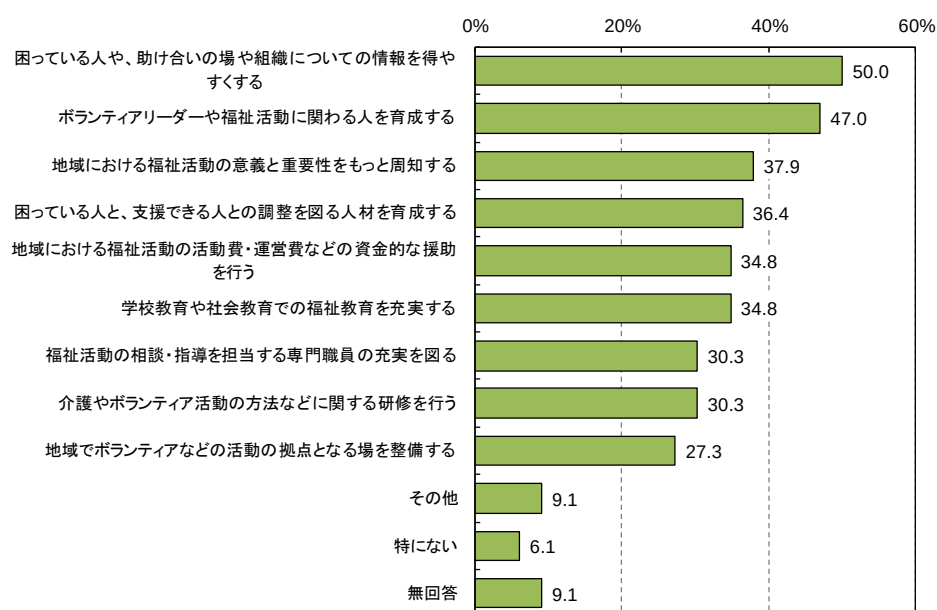
地域の中での問題点・不足しているものは、「近所付き合いが減っていること」が68.2%で最も多く、次いで「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(57.6%)「地域での交流機会が少ないこと」(42.4%)と続いています。



回答者: 66人

⑤助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要か

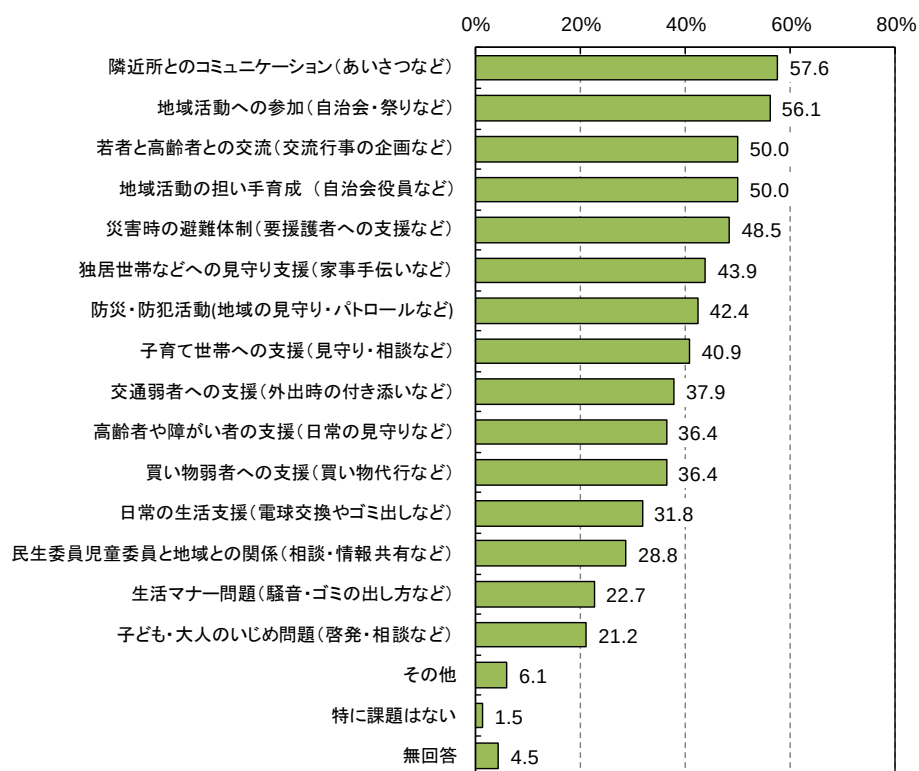
助け合い、支え合い活動を活発にするためには、「困っている人や、助け合いの場や組織に就いての情報を得やすくする」が50.0%で最も多く、次いで「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」(47.0%)「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」(37.9%)と続いています。



回答者: 66人

⑥地域のだれもが安心して生活するために取り組むべき課題

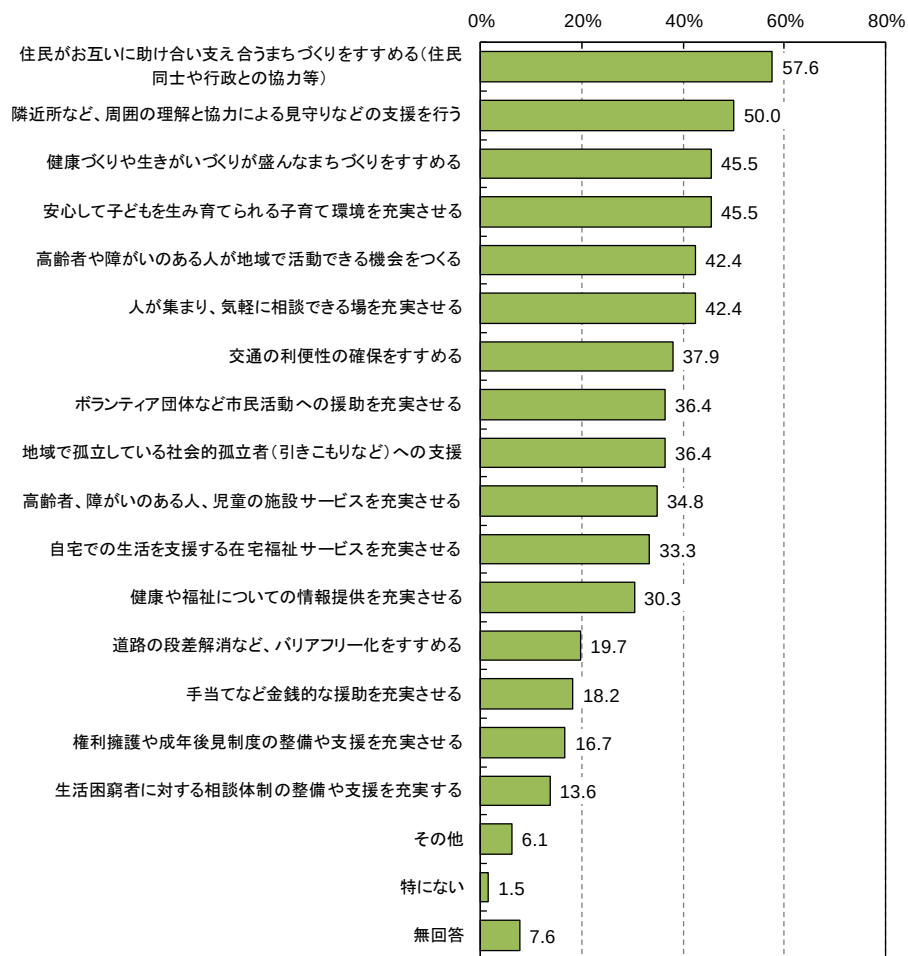
地域のだれもが安心して生活するために取り組むべき課題については、「隣近所とのコミュニケーション（あいさつなど）」が 57.6%で最も多く、次いで「地域活動への参加（自治会・祭りなど）」（56.1%）「若者と高齢者との交流（交流行事の企画など）」、「地域活動の担い手育成（自治会役員など）」（ともに 50.0%）と続いています。



回答者: 66人

⑦町が福祉のまちづくりを充実していくうえで取り組むべき施策

本町が福祉のまちづくりを充実していくうえで取り組むべき施策については、「住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりをすすめる（住民同士や行政との協力など）」が57.6%で最も多く、次いで「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」（50.0%）と続いています。



回答者: 66人

⑧自由回答（課題や困っていること、出来ていること） ※一部抜粋

課題や困っていること等
現在、工事車両が増えている為、外出時に危ない思いをしている方が多く、また、道路が壊れている場所が多いと思う。工事車両が減少していくにつれ、修繕が必要と思う。
町内循環バスがない。
部落を離れて行った人は、年々来られなくなった。高齢者多く、車なく、行くのに大変と言われました。
週1回の元気あつぷ教室を継続する。マンネリ化防止の為、年数回のイベントを企画する。
行政区内の交流の場が少なく、クリーンアップや、行政区の総会で顔を合わせる位しかない。せめて隣同士、声をかけ合って生活したいと心がけていきたいと思う。
・中満住宅を訪問していますが、隣同士であいさつをしても無視されています。町民なのにどうして？と何人かの人に言われました。 ・行事に参加している方はいつも同じ、帰町しても家にももっている方もおられます。
区内居住者へチラシ等によりお知らせ活動を行っているが、行政区へなじめない方もおり、検討課題となっている。
トイレが昔の和式便器に洋式用が載っているだけであまりにも古いので、区長さんも何度も役場に交渉しているが、中々、新しくしてもらえない。最近利用が多くなっているのにリフォームをお願いしたい。50年位前のままでは？
駅西側を考える会でも話しているが、孫達が来ても近くに遊ぶ所がなく、天神岬まで小さな子供達だけでは行けないので、近くに遊具があって安全に遊べる小さな公園の様な所があれば良いと思う。
・地域ごとの活動の有無が部落により差がありすぎてよくない。（木戸八幡は有、他の部落はほとんどないと言える） ・スポーツ少年団、好き嫌いが激しすぎる。
南地区に対する商業施設の必要性。高齢者の買物が歩いても行ける所にあること。
福祉計画の事を住民に深く周知して頂いて、福祉計画の実行により頼れる職員になって頂く事により安心して大丈夫という町になれると思う。計画書策定の為だけのアンケートにならないで欲しい。
・イノシシやハクビシンなど野生の動物が多く困っている。 ・原子力発電所の事故による風評が困る。 ・南地区にもスーパーを開店してもらいたい。
行政区役員人事にて引継ぎが大変苦労する。帰宅者がお年寄りが多く役員を決めるのが困難である。
高齢者が運転免許証を返納しても安心していわき市の病院への通院、買物の交通手段。難しいですが運転困難でも無理をしても、町内に無い眼科、皮膚科、医療センター、労災病院に必ず行かなければならない。
・3.11震災後の隣組がまだしっかりと把握できませんのでその繋がりが戻りません。再びの時に頼り頼られる関係作りが必要かなと思います。 ・あれから10年を迎えるにあたり、震災を反省しながら学んだ事を生かした、新たな隣近所のコミュニティが構築できたなら安心すると思います。
活動資金の確保
指定日以外のゴミの持ち込み
壊した建物の後の雑草がひどいのでどうにかして下さい。地主との連絡が出来ない状態で困っています。是非何とかして下さい。
医療機関や福祉関係事業所等社会資源の充実を図ることが必要と感じております。また例えば、断酒会や子育て支援サークル等の自助団体の育成が急務と感じています。
欲しい情報を欲しい人に伝える媒体を作ること。町民向けに会員を募集してもイベントを企画しても、情報発信が上手く行っていないために、企画側も疲弊してしまう。 ※震災前から頑張ってきた組織の中心人物（若者）が仕事を辞める事例が増えている。人口流出が今後大きな課題。若者で集団での町外移住の話も聞いた。
町民は、元々住んでいた人だけ？今後は、町外から移り住んだ人（新たな企業で働く方も含めて）無しでは、町は成り立たない。対象を広げ、参加しやすいように情報発信・企画するべきである。 ※今回の台風で飲料水として水道水が利用できないこと。休日に家族の元に帰っていた企業の方まで情報が行っていない。防災無線聞こえない。広報届かない。
・帰町人口が激減する中で、放置私有地の荒廃が進んでいることに危機を感じています。また住民登録を優先するのか、現住町民に対象とするか対応にも苦戦することが多いです。 ・行政区の再編等で効果的地区活動に進展することを望みます。
・震災後のコミュニティ再編や困りごとがあった時の地域の支え合い（特に地域との関わりが少ない町民） ・町、社協、各関係機関が連携し、地域課題の抽出、生活支援ニーズと地域資源や支援へのマッチング ・ボランティア意識の醸成 ※具体的な課題は多数ある。
医療機関の受診に合わせて、早い時間の電車を利用したり、駅までのタクシーを利用したいが、時間が限られていること。
地域的に家族で生活している家庭が多く、安心できる環境にあると思います。他町村からの移住者に対して、受け入れが充実していると思う反面、移住者が関わる事に距離感があること。
高齢者の動きに対して、柔軟な対応をお願いしたい。
若い世代に対して働ける所を多くしてあげる事や、子育てを楡葉でしても安全という事を示してあげたい。数字ではっきり示して欲しい。
もっともっと若い子達の参加があると活動しやすいです。また、活動に際し、スカイアリーナは値段が高く使えない。もっと安価に活動できる環境をフォローして下さい。
私たちはYOSAKOIソーラン踊りにより、楡葉町への感謝と今後の楡葉町の復興を願うことだけのYOSAKOIソーラン踊りをしています。もっと楡葉町のバックアップがあるとうれしいです。
朝晩と車の量が多いので、気になっています。スピードの出し過ぎなどに注意して欲しいです。

出来ていること・良い効果、活動等

年3回（花見、クリーン作戦、イモ煮）の交流会。とり小屋の再開（30年度より）

週1回の元気あつぷ教室を継続して、2年たつて知らなかった人同士が世間話をするようになってきた。代表者がいなくても、活動できるようになってきた。

おすそ分けや物々交換は隣同士よくやっている。ひとり暮らし、日中独居の家が隣にあるので、気にして生活している。週1回集会所に集まって運動をしている。歩いて来る高齢の方もおり、楽しみにしているよう。続けていきたいと思う。

老人が体を動かし運動出来るので若返る。楽しく、おもしろく、楽しみに週2回集まっている。

年間計画により春、秋の交流会、ソバ打ち体験、新年会、ソバ栽培事業を行う等、集まる機会を創出したことにより協力体制が構築され、参加者も増えてきている。

ミニデイ参加者の方が皆さん積極的な方が多く、やりたい事等、要望を聞きながら問題なく行えている。色坊支援センターの協力も大きい。

今年から地域ミニデイを始めたが、月1回から月2回の実施となり積極的に参加される方も多く、運動したりお茶を飲みながら親睦を図る事もできている。区長さんの協力も大きい。

- ・区費の徴収、令和元年より開始、震災前の61.7%集まる
- ・広報誌の配布開始、68軒、震災前の59.1%
- ・親睦会（天神岬公園）震災後、2度。平成30年度46名参加。令和元年度51名参加。
- ・八幡神社大例祭、震災後2回
- ・ゴミステーション利用状況が悪いと苦情が寄せられた。ゴミの出し方についてお願いのチラシを配布し理解を求めた。結果良好でした。

郵便ポストが出来便利です。

- ・リーダだけに頼らず自分も何かとの意識がある。
- ・県外での交流により社交性が育まれ、感謝が生まれ幸福を感じることができている。
- ・会員同士の信頼が強くなり共に支えあう喜びを深くしている。
- ・自分達の会が町・地域のイベント等に役に立つことで生き甲斐も生まれている。
- ・多少の作品の販売でも、自分の作品が認められることで制作意欲に繋がっている。

夏場の集会所の草刈り、墓回りの掃除、皆協力しながら作業している。

まとまりが良く、ゴミ拾い、草刈り（水道小屋周辺）集会所等、全員参加で作業している。

戻ってきている50代以上を対象にした内容は大変充実している。先日、雇用促進住宅に行ったら、下井出地区の花植えのチラシが掲示されていて、新しい方も受け入れる姿勢があり、すごく良いなと思いました。檜葉の町民の作品を一般向けに販売して欲しい。

多くの趣味のサークル/団体の活動が展開されていること。
(若い人が参加できる日時/内容のものが増えれば、後継者も増えるのでは?)

- ・地域ミニデイや地域交流サロン等の通いの場の活発化
- ・地域ミニデイ参加者同士の支え合い（互いに声をかけ合って参加する。介助が必要な高齢者を気遣う等）

行政区での活動が活発で地域住民のイベントが多くあり、交流があること。⇒近隣の交わりがある。

行政区の活動もあり、声掛けもあり、交流があると思っています。ミニデイに対しても区長さんの協力が大きく、担当する自分としては、助けて頂いている事が大きいです。

困った事があれば、包括につなぎ、早い対応をして頂き、助けて頂いていると思う。

友愛訪問を実施しているが、月1回でも楽しみにしていてくれて、色々とお話しをしてくれる。

月に1回、第1水曜日に部落のミニデイが有り、コミュニケーションが取れて、情報交換などもあり楽しみ。

(2) 成年後見制度に関する実態把握調査

● アンケートの回答事業者

事業所内訳	件数	%
地域包括支援センター	1	1.4%
居宅介護支援事業所	30	41.7%
障害者相談支援事業所	3	4.2%
高齢者施設	30	41.7%
障害者支援施設	6	8.3%
その他	2	2.8%
総 計	72	-

問1 当町の利用者と、成年後見制度を利用している方はいますか

内訳	人数	%
制度利用者なし	61	84.7%
制度利用者あり	11	15.3%
総計	72	-

【利用者の内訳】

後見種別	人数	%
成年被後見人	29	87.9%
被保佐人	4	12.1%
任意後見人	0	0
被補助人	0	0
総計	33	-

問2 当町の利用者のうち以下の要支援者はいますか

要支援者として支障が生じていた事由	人数	%
過去に消費者被害にあったことがある又は現に悪徳業者につきまとわれている。	1	1.6%
不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。	22	34.4%
医療契約やサービス利用契約を理解できず利用が進まない。	11	17.2%
預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又は疑いがある。	2	3.1%
経済以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又は疑いがある。	3	4.7%
必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。	0	0%
財産の管理ができない。	21	32.8%
税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、適切に対応できていない。	1	1.6%
商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出が出来ない。	2	3.1%
その他困難な事情があるが、適切に対応出来ていない。	1	1.6%
総計	64	-

問3 要支援者の主要な障害等類計

障害類計	人数	%
認知症（疑い）	17	26.6%
知的障害（疑い）	34	53.1%
精神障害（疑い）	7	10.9%
発達障害（疑い）	1	1.6%
その他	5	7.8%
総計	64	-

問4 要支援者の年代内訳

年代	人数	%	年代	人数	%
19歳以下	0	0.0%	70代	11	15.1%
20代	4	5.5%	80代	11	15.1%
30代	7	9.6%	90代	7	9.6%
40代	13	17.8%	100歳以上	0	0%
50代	8	11.0%	不明	0	0%
60代	12	16.4%	総計	73	-

問5 要支援者は生活保護受給世帯に属しているか否か

受給の有無	人数	%
生活保護受給世帯	2	3.1%
生活保護受給なし	52	81.3%
不明	10	15.6%
総計	64	-

問6 要支援者の月々の平均収入額（年金や工賃、生活保護などを想定）

平均収入	人数	%
6万円未満	4	5.5%
6万円以上 12万円未満	43	58.9%
12万円以上 18万円未満	3	4.1%
18万円以上	0	0%
不明	23	31.5%
総計	73	-

問7 要支援者のうち、以下の項目に該当する利用者の人数は

項目	人数	%
頼れる親族がない	11	17.2%
親族はいるが協力を得ることが困難	18	28.1%
総計	29	-

問8 成年後見制度の申立に向けて準備・検討している要支援者の人数は

内訳	人数
1名の準備または検討中	3
2名の準備または検討中	0
総計	3

問 9 年後見制度の申立てに向けて準備・検討を進める上で相談している機関

相談先	事業所数
家庭裁判所	2
市町村行政	2
福島県弁護士会または弁護士	0
リーガルサポート福島支部（福島県司法書士会）または司法書士	0
ぱあとなあ福島（福島県社会福祉士会）または社会福祉士	0
コスモスふくしま（福島県成年後見サポートセンター・福島県行政書士会）または行政書士	1
日本司法支援センター（法テラス）	0
市町村社会福祉協議会	2
地域包括支援センター	4
障害者相談支援事業所	1
その他	2
事事業所で対応	0

問 10 成年後見制度申立てに向けて準備・検討するうえで支障となっている点

支障となっている内容	件数
成年後見申立費用を工面するのが困難	0
本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難	0
本人が成年後見制度の利用を拒否している	0
申立人（親族）の協力が得られない	2
市町村長申立が進まない	0
後見人候補者の確保が困難	0
成年後見申立の為に資料収集が困難	0
その他の支障	1
特に支障となっている点はない	1

問 11 地域共生ケア会議・自立支援会議等以外に権利擁護に関連する支援のためのネットワーク会議等が地域の中にあるか

会議の有無	人数	%
ネットワーク会議等がある	24	33.3%
ネットワーク会議等がない	33	45.8%
無回答	15	20.8%
総計	72	-

問 12 ネットワーク会議の設置主体

設置主体	人数	%
行政	14	58.3%
社会福祉協議会	6	25.0%
事業所	0	0%
その他	4	16.7
総計	24	-

問 13 ネットワーク会議の開催頻度

【平成31年度中】

回数	人数	%
1回	5	20.8%
3回	1	4.2%
4回	4	16.7%
11回	1	4.2%
12回	1	4.2%
無回答	12	50.0%
総計	24	-

【令和元年度中】

回数	人数	%
1 回	4	16.7%
2 回	6	25.0%
5 回	5	20.8%
6 回	6	25.0%
無回答	3	12.5%
総計	24	-

問 14 ネットワーク会議等の構成メンバー

構成メンバー業種	件数
大学教授等学識者	1
医師（医師会）	2
弁護士	3
司法書士	1
行政書士	1
社会福祉士	9
地域包括支援センター	13
障害者相談支援事業所	3
民生委員	7
施設職員	7
行政職員	7
社会福祉協議会職員	4
その他	4

問 15 成年後見制度の取り組みに関する意見等（自由記述）

1	・申立ての支援者の不足 ・身上監護の後見人候補者の不足 ・意思決定支援の理解の不足
2	①ネットワーク等会議について（問11の回答について） H23年いわき市在住の社会福祉士、包括支援センター、地域療育センターの職員有志が呼びかけ人となり「権利擁護懇談会」が発足されました。毎月1回のペースで、高齢者・障害者等の困難事例を持ち寄り、ケース検討しています。その場で解決とはなりませんが、解決の糸口を探るための有意義な検討会となっています。（会議ではありません。ご判断をお願いいたします） ②研修について いわき市では、権利擁護アドバイザーを招き、虐待対応、成年後見制度、成年後見の必要性が高まっている方への支援等について研修が行われています。これからも研修へ参加することで、権利擁護への理解を深め、重大な権利侵害が起こらないよう努めていきたいと思っています。
3	成年後見制度に付きましては、該当者が現在、利用者の中におりませんが、今後、研修等に参加して知識を深めてまいります。
4	独居で身寄りがない利用者の方がおりますが、地域包括支援センターと相談しながら段階を踏んで進めているところです。自分自身、理解が不十分なところもあり、実際入院等した時など、ケアマネの仕事ではない部分まで対応しているのが現状です。
5	私自身もそうであるが、保護者の方は後見人制度についてわからないことが多く、知っていてもその必要性の認識がない。勉強会等も行っていますが、身近に相談できる所があれば良いと思います。
6	安易のように感じるが、実は難しい取り組みのため利用者への説明も困惑しています。もう少し”ゆるい”制度であって欲しいです。
7	成年後見制度に対する研修が定期的開催されているため出席している。実際の支援はないが、相談があれば対応できるように取り組んでいる。
8	入居者・サービス利用者、又は、家族より相談があれば協力は惜しまない。本当に必要な方々には良い制度と思う。
9	檜葉町で担当している利用者で現時点で成年後見制度の必要性がある人はおりません。今後、必要となる可能性があるため、制度の理解を深めておきたいと思っています。いわき市で先日開かれた後見制度の勉強会では、本人情報シートをケアマネが作成することで医師の診断書作成時に役立つと学びました。後見制度が必要な時に活用できるよう、今後も自己学習を進めてまいります。一般市民でもわかりやすい研究会などを今後企画していただけると、より周知が広がると思います。
10	身寄りの方がいないと施設入所もスムーズにいかないことが多いため、後見人申立てをしていただけるとこちらとしても助かることがあります。
11	関係者だけでなく地区住民に周知が必要と思う。
12	特養のため、入所前段階で身寄りのない方については必ず後見人制度の利用を念頭に入れるようにしています。当該地域の方について後見人の利用はありませんが、いわき地区、広野地区においては利用されている人数名いらっしゃいます。
13	日々の実践の上で高齢者の認知症などで判断の低下にある事例に直面することがあります。そんな時、状況解決のためにネットワーク、サポートシステムの重要性を感じます。道筋を検討とする目的の会があれば少しは解決しやすいです。
14	一般の方にはあまりなじみのない制度なので、当法人では司法書士や弁護士に来ていただき、地域住民の方を集めて成年後見制度についての勉強会を定期的に行っています。（年1回程度）

檜葉町地域福祉計画

発行・編集 令和2年3月

檜葉町 住民福祉課

〒979-0696

檜葉町北田字鐘突堂5番地の6

代表 TEL 0240-25-2111（内線 152）

直通 TEL 0240-23-6102

FAX 0240-25-5006

